



Title	中国製造物責任法における無過失責任の受容と変容（1）
Author(s)	崔, 光日; CUI, Guangri
Citation	北大法学論集, 54(5), 468-412
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15238
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(5)_p468-412.pdf



中国製造物責任法における 無過失責任の受容と変容（1）

崔 光 日

目 次

序章

第1節 本稿の目的と構成

第2節 製造物責任の意義

第1章 中国製造物責任法の概説

第1節 製造物責任法の概観

1 民法通則と製造物責任

2 製品品質法と製造物責任

3 消費者権利・利益保護法と製造物責任

第2節 製造物責任立法の背景

1 諸外国における製造物責任の無過失責任化

2 中国の製造物責任立法の背景

第3節 製造物責任法の特徴

1 立法形式上の特徴

2 整合性の欠如

第2章 責任主体

第1節 責任主体の範囲

1 責任主体についての二つの考え方

2 中国における責任主体の範囲

3 責任主体の帰責根拠

第2節 製造業者

1 責任主体の要件

- 2 部品・原材料の製造者
- 3 表示製造者
- 第3節 流通業者
 - 1 輸入業者
 - 2 販売業者 (以上、本号)
- 第4節 責任主体の規定の問題点について
 - 1 民法通則122条と製品品質法との関係
 - 2 「先行賠償責任」について
- 第3章 製造物
 - 第1節 製造物の定義
 - 第2節 製造物の要件
 - 1 「動産であること」
 - 2 「製造・加工されたこと」
 - 3 「販売に供されること」
- 第4章 欠陥
 - 第1節 欠陥の概念
 - 1 「品質不合格」と「欠陥」
 - 2 欠陥の定義
 - 3 欠陥の判断における「安全基準」の位置付け
 - 第2節 欠陥の判断
 - 1 欠陥の判断基準
 - 2 欠陥の判断要素
 - 第3節 開発危険の抗弁
 - 1 製造物責任の免責事由
 - 2 開発危険の抗弁の採否
 - 3 開発危険の抗弁における「科学技術の水準」
 - 第4節 欠陥責任と過失責任
 - 1 過失の客観化と欠陥責任
 - 2 開発危険の抗弁と欠陥責任
- 第5章 欠陥の証明責任の軽減
 - 第1節 欠陥の証明責任の所在
 - 第2節 欠陥の存在の推定
 - 1 法律上の推定
 - 2 事実上の推定
 - 第3節 欠陥の存在時期の推定
 - 第4節 欠陥の証明度の軽減
 - 1 欠陥の証明度

2 欠陥の特定の程度 終章

序章

第1節 本稿の目的と構成

中国では、1986年の民法通則122条においてはじめて製造物責任に関する規定が置かれ、ついで1993年の製品品質法により具体化され、無過失責任としての製造物責任法の基本規定ができた。しかし、製造物責任法が制定されたとはいえ、その制定に至るまでの理論的な検討が不十分であったため、中国の製造物責任法は、その立法形式から具体的な規定に至るまでいくつか妥当性を欠くところがあり、その解釈と適用においてもかなり混乱が見られる。とりわけ、無過失責任としての製造物責任法理と他の責任法理との関係が立法上および解釈上明確に区別されていないため、裁判実務においては、製造物責任の規定を一般不法行為責任の規定として理解し、適用することまでである¹。そのため、製造物責任法を制定しても、裁判実務においてはほとんど変化が見られず、過失責任に替わって無過失責任としての製造物責任法を制定する意義は大きく減殺されているといえる。

無過失製造物責任法理が提唱され、製造物責任の立法化が国際的流れになったのは、製品の大量生産・大量流通・大量消費という現代社会の経済構造における欠陥製品被害者の救済には、従来の責任法理によってはもはや困難となったためであり、製造物責任は、従来の責任法理と責任要件、適用範囲などにおいて大きく異なっている。しかし、中国において製造物責任は、諸外国におけるように、伝統的な責任法理による消費者の救済の限界を克服するために立法化されたのではなく、もっぱら製造者などの悪意（故意または過失）が明らかな粗悪製品対策として議論され、立法化されたのである。そのため、責任要件を過失から欠陥に変える製造物責任の意義は必ずしも明確に認識されておらず、立法および解釈において製造物責任と他の責任法理との区別が曖昧になっている。

ところが、製造物責任法の本来の意義は、過失責任など従来の責任法理による救済が困難な欠陥製品被害の救済にあり、製造物責任法はこのような考え方に立脚してその立法形式から具体的な内容までを考慮し、また解釈することが必要である。そして、製造物責任法を正しく適用し、適正に機能させるためには、まず製造物責任の意義（責任要件、適用範囲など）を明確にしなければならない。

本稿は、このような問題意識から、中国製造物責任法の特徴と問題点を検討し、加えて無過失責任としての製造物責任法の在り方について、解釈論および立法論から論じることを目的とする。

無過失製造物責任法理は1960年代にアメリカで確立され、1980年代以降には製造物責任に関する EC 指令の制定により欧州諸国において立法化され、日本でも長年の研究と議論を経て1994年に製造物責任法を制定した。これらの国において、製造物責任は多くの判例と学説の蓄積の上で立法化されており、製造物責任の諸問題について具体的で、緻密な研究が行なわれている。製造物責任法理がまだ十分に発達していない中国にとって、諸外国の製造物責任制度を研究し学ぶことは、製造物責任法の現状を分析し問題点を把握して、その改善の方向を検討する上で不可欠であると考えられる。そこで、本稿においては、研究の基本的な方法として比較法的手法を用い、この方法に基づいて、中国の製造物責任法の諸規定および学説を外国のそれと比較検討し、消費者の保護という製造物責任法の根本的な目的に照らして、中国製造物責任法を評価し、さらに製造物責任法の改善と充実の方向について論じたい。

製造物責任法が制定された国々においては、それぞれの法的伝統と立法背景および経緯により、立法形式および具体的な規定において一定の違いはあるが、消費者の保護という共通の立法目的があるため、その基本原則、基本制度にはまた多くの共通点がある。とりわけ、日本と中国の製造物責任法は、EC 指令の強い影響を受けているため、EC 指令と日本の製造物責任法およびその解釈は、中国の製造物責任法の研究に大いに参考になるに違いない。また、長い間法律が整備されず、製造物責任を含むすべての分野において判例・学説が極端に未発達状態にあったことは、一方では、中国の製造物責任立法および解釈における諸問題点の原因であるが、他方では、他の法制度および既存の判例・学説と製造物

責任法との整合性の調整という問題をあまり生じさせないため²、外国の法理論と制度を取り入れやすくする一面もある。したがって、製造物責任の分野において、外国の進んだ法制度と理論を積極的に取り入れるのは、必要かつ可能であると考えられる。

中国にとって製造物責任は外来の法理であり、製造物責任法は基本的にはEC指令を参考にしながら、また、アメリカ判例法の内容をも取り入れている。しかし、外国の法律を受容するにあたって、法律の整合性および外国の法律の規定を採用することの当否について十分な検討があったとは言えず、中国製造物責任法の諸規定について再検討する必要があると思われる。

以上のような問題意識と方法論に基づいて、本稿は、次のような諸章から構成される。

第1章では、中国の製造物責任法の立法背景および基本的な特徴について検討し、中国製造物責任法の諸問題が生じた原因を探る。

第2章では、製造物責任法が適用される主体の範囲を検討する。まずは、部品・原材料の製造者をも責任主体とするべきか否か、および表示製造業者の責任について検討し、次に、中国の製造物責任法において非常に曖昧になっている販売者の責任の性格について検討する。そして、民法通則122条と製品品質法との関係および中国の製造物責任法の大きな特徴である「先行賠償責任」の問題点について検討し、その解決策について論じる。

第3章では、製造物責任法が適用される客体の範囲について、製品品質法が定める「動産であること」、「製造・加工されたこと」、「販売に供すること」の製造物の三つの要件について検討する。まずは、不動産および未加工自然産物を製造物責任の対象から排除することの是非を検討し、つづいて、「販売に供すること」を製造物の要件とすることの当否を論じる。

第4章では、製造物責任法の最も核心的な問題である「欠陥」について検討する。まずは、製品品質法が欠陥の定義規定に「安全基準」による欠陥の判断を明記したことの当否について論じる。次に、中国ではあまり研究されていない欠陥の判断について、中国の事情を念頭に置きながら、外国の法律と学説を参考に検討する。そして、中国の製造物責任

法が定める免責事由を EC 指令のそれと比較して、諸免責事由の採用の当否について検討する。また、無過失責任と開発危険の抗弁との関係についても検討する。

第 5 章では、欠陥の証明責任について、まずは、中国で明確になっていない欠陥の証明責任の所在について検討し、被害者である原告がその証明責任を負うとした上で、その証明責任の軽減のための方策について、欠陥の存在の推定（法律上の推定と事実上の推定）、欠陥の存在時期の推定、欠陥の証明程度の軽減に分けて検討する。

そして、終章においては、本稿において検討した諸問題を要約して、中国の製造物責任法の改善について提言をする。

中国ではここ数年、民法典の編纂作業が進められ、2002年12月17日に全国人民代表大会常務委員会の法制工作委员会が作成した「中華人民共和國民法（草案）」（以下、「全国人大草案」という）が同常務委員会に上程された³。このほか学者が作成したいくつかの試案があるが、主なものとしては、中国社会科学院法学研究所中国民法典研究課題組の「中国民法典条文建議稿」（以下、「社会科学院案」という）と中国人民大学民商事法律科学研究中心「中国民法典草案建議稿」（以下、「人民大学案」という）がある⁴。これらの草案と試案は、いずれも製造物責任を不法行為編に定めている。本稿においては、これらの内容についても関係箇所を取り上げながら検討を進めることにする。

第 2 節 製造物責任の意義

製造物責任という用語は広く捉えれば、製品の欠陥から生じた被害を救済する制度一般を意味すると考えることが可能であるが、裁判によって損害賠償を与える制度はその一部に過ぎない⁵。また、裁判による製造物責任といっても、その意味は一義的ではない。たとえば、日本では、売主などの契約当事者を相手とする債務不履行責任と製造者その他広く相手方を選べる不法行為責任とがあり、製造者の不法行為責任を追及する場合にはさらに過失責任である一般不法行為責任または無過失責任である製造物責任を追及することができる。そして、沿革的に見ると、製造物責任は契約責任あるいは不法行為責任（過失責任）の構成をとった

りしてきたが⁶、無過失責任を原則とする製造物責任法が立法されてからは、もっぱら過失責任と区別される無過失責任を指すようになっていくといつてよいと思われる。

中国においても「製造物責任」はさまざまな意味において使われている。製造物責任を民事責任だけではなく行政責任さらに刑事責任まで含む総合責任ととらえて論じられることもあるし⁷、契約責任と不法行為責任を含む民事責任として論じられることもあり⁸、不法行為責任として論じられることもあるが、不法行為責任として論じるのが最も一般的である⁹。また、不法行為責任としての製造物責任は過失責任ではなく無過失責任であるとするのが通説であるが、過失責任あるいは過失責任と無過失責任の混合責任であるとする論著も依然見られる¹⁰。中国で「製造物責任」がこのように多様な意味で使用されたのは、法律理論の未発達が原因であるほか、次章にも述べるように、製造物責任に関する民法通則の規定が曖昧であり、一つの法律（製品品質法）に民事責任（契約責任、過失責任、無過失責任）と行政責任、刑事責任が混在していることが大きな原因であると考えられる。

製造物責任を製造物の品質の問題（瑕疵・欠陥）により生じる責任であるとする、上記のようなさまざまな捉え方は不可能でもないが、民事責任としての製造物責任については、製造物責任を契約責任と区別される不法行為責任として、さらに、一般不法行為責任とも区別される無過失責任として論じるのが望ましいと思われる。というのは、契約責任と不法行為責任、一般不法行為責任と無過失責任は法律要件と適用範囲などが異なっており、それらを明確に区別せず一般的に製造物責任を論じることにより、混乱と誤解が生じるおそれがあるからである。たとえば、中国では製造物責任の責任主体について、製造者のほか販売者も含まれるか否かが議論され、販売者も製造物責任主体であるとする見解が多くみられる。しかし、それらは必ずしも販売者も無過失責任を負うとするのではなく、製造者と同じく無過失責任を負うことをいう場合もあるし、製造者とは違う過失責任を負うとする場合もあるのである。また、中国の裁判実務において製造物責任に関する規定を適用するにあたって、過失責任と無過失責任を区別しない事例がよく見られるが、これも上記のような理論上の混同が大きな原因であると思われる。

本稿において筆者は、製造物責任を契約責任とも一般不法行為責任とも違う責任要件を有する新たな責任類型として捉えて、そして、その範囲において中国の製造物責任法を検討する。以下における製造物責任、製造物責任法とは、特に断らない限り、無過失不法行為責任としての製造物責任と製造物責任法をいうものとする。

第1章 中国製造物責任法の概説

第1節 製造物責任法の概観

1 民法通則¹¹と製造物責任

中国では長期にわたって高度の中央集権的計画経済体制がとられてきた結果、経済の発展が著しく制約され、国民の生活用品もその種類が極めて限られていた。そのような時代においては、消費者問題とは不良製品による被害の問題より、慢性的な商品不足の問題であった。したがって消費者の欠陥製品被害に対する法律上の保護は重視されず、消費者保護法、とりわけ製造物責任に関する法律およびその研究はほとんど空白状態であった¹²。

1970年代末から始まった中国の経済システムの改革と対外開放によって、中国は計画経済から市場経済への転換を進め、経済は持続的な成長を遂げ、商品が空前に豊富となり、大量生産、大量消費の新しい時代が始まった。その一方で、欠陥製品による消費者被害も商品の豊富化と同時に進み、ますます深刻な社会問題となり、国も欠陥製品被害の対策として関連法律の立法を進めて、製品品質と消費者保護に関する法令が相次いで制定された。しかし、1980年代前半の立法は主に製品品質の管理監督に関する行政法規であり、不法行為責任（無過失責任）としての製造物責任の規定はなかった。

中国における製造物責任に関する最初の規定は民法通則122条であるが、その全文は次のとおりである。「製品の品質不合格により、他人の財産または人身に損害を与えた場合、製品の製造者および販売者は、法に基づいて、民事責任を負わなければならない。運送者または倉庫保管者に責任がある場合、製品の製造者、販売者は損害の賠償を請求する権

利を有する」。この規定については、過失責任の規定であるか、それとも無過失責任の規定であるかをめぐって解釈の対立があるが、無過失責任説が通説である¹³。本条によれば、製造者と販売者は同じく無過失責任を負い、被害者はそのいずれに対しても損害賠償を請求でき、製造者と販売者は本来は自分に責任がない場合でも、実際の責任者に代わって「先行賠償」しなければならないと解されている¹⁴。

122条が中国においてはじめて製造物責任を定めたことの意義は重大である。しかし、122条は、その規定があまり簡単で、製造物、責任主体などの製造物責任の基本概念について規定しておらず、製造物責任法において一般的に使用される「欠陥」ではなく「製品の品質不合格」という用語を使用し、用語の適切さにも欠けていた。そのため製造物責任の諸問題についてはすべて解釈によらざるを得なくなり、無過失責任の規定であることについてまで異議が生じ、裁判実務においても過失責任の規定として適用されることもあるなど、製造物責任規定としての意義は大きく減殺された。

2 製品品質法¹⁵と製造物責任

1980年代後半、中国では改革政策により経済が活性化し、商品が豊富になる一方で、一部の生産者と販売者が不正に利益を追求し、偽商品・粗悪製品を盛んに製造・販売するようになり、欠陥製品による消費者被害が深刻な社会問題となった。製品品質法はこうした事態に対応するために制定された法律で、「製品の品質に対する監督、管理を強化し、製品の品質に関する責任を明確にし、消費者の適法な権利・利益を保護し、社会の経済秩序の維持を図る」(1条)ことを目的とする法律である。

製品品質法は全6章74ヶ条¹⁶からなる行政・民事・刑事法の内容を含む総合的な法律であるが、製造物責任については2条と4章に定められている。当該法律の2条において製造物の定義規定、41条において製造者の責任と免責事由、42条において販売者の責任、43条において被害者の損害賠償請求権、44条において損害賠償の範囲、45条において時効、46条において欠陥の定義を規定している。

製品品質法は、民法通則の立法上の不備を補い、製造物責任の諸問題について具体的に明確な規定をおいているが、これらの規定は、概ね製

造物責任の立法化の国際的な流れに沿ったものであり、中国製造物責任法の基本制度の確立を意味するものである。製品品質法が、責任要件を民法通則の「製品の品質不合格」から「製品の欠陥」に変更して、製造物責任の無過失責任としての性格を明確にし、製造物責任の内容を具体的に定めたことは評価されるべきである。しかし、その一方で、公法（行政法）と私法（民事法）さらに刑事責任の内容まで取り入れた混合立法になったことおよび各条文の内容にさまざまな妥当性を欠くところがあるなど、多くの問題点も抱えている。

3 消費者権利・利益保護法¹⁷と製造物責任

製品品質法が施行されてから1ヶ月後の1993年10月に制定された消費者権利・利益保護法は、消費者保護のための国の基本方針、国と消費者協会などの消費者組織が果たすべき役割などの内容と消費者の権利、生産者・販売者などの義務を定めるほか、紛争解決の手段、消費者の被害に対する生産者・販売者などの民事責任、刑事責任、行政上の責任（行政処罰）を規定するが、中には製造物責任に関する規定もある。それは、消費者保護という観点から製品品質法に既にある規定を再確認したものであり、基本的には製品品質法の規定と同じである。

同法35条2項は、「商品の欠陥により人身、財産に損害が生じた場合、消費者またはその他の被害者は、販売者に賠償を請求することができ、生産者に賠償を請求することもできる。生産者に責任がある場合は、販売者は賠償した後、生産者に求償することができる。販売者に責任がある場合は、生産者は賠償した後、販売者に求償することができる」と規定するが、これは製品品質法43条¹⁸と同じ趣旨であると考えられる。しかし、製品品質法が「製品」（製造物）の欠陥による損害について規定しているのに対して、消費者権利・利益保護法は「商品」の欠陥による損害について定めており、製造物責任における「製品」とは「商品」と同じ概念ではないので、「製造物」の範囲については製品品質法の規定（2条）によるべきである。

同法41条は傷害の場合の損害賠償について、42条は死亡の場合の損害賠償について規定し、損害賠償の範囲を定める旧製品品質法32条にはない賠償項目が含まれていたが¹⁹、2000年7月に改正された製品品質法は、

損害賠償の範囲について消費者権利・利益保護法と同じようになっている。49条は、「商品またはサービスの提供において詐欺行為があった場合、経営者²⁰は、消費者の請求に基づいて、その受けた損害について増加賠償しなければならない。増加賠償の金額は、消費者が購入した商品の代金または受けたサービスの料金の倍とする」と規定する。事故の原因となった欠陥製品を製造・販売した者にこのような詐欺行為があった場合、この規定の適用が可能であるが、製品品質法にはこの項目の規定がない。

第2節 製造物責任立法の背景

1 諸外国における製造物責任の無過失責任化

欠陥を責任要件とする製造物責任法理は1960年代アメリカの判例法により確立され、1980年代に製造物責任に関する EC 指令の採択以降、欧州諸国において立法化され、更に日本など欧米以外の諸国も相次いで製造物責任法を制定して、製造物責任の無過失責任化が国際的な流れとなった。これには、それぞれの国の歴史と経緯があるが、次のような共通の背景があると思われる。すなわち、製品の大量生産・大量流通・大量消費という社会経済システムにおける欠陥製品による消費者被害に対して、従来の責任法理による被害者の救済には限界があると認識され、消費者の救済のために新しい責任法理の確立が求められたことである。

アメリカでは、1960年代に厳格製造物責任法理が確立される前にも、欠陥製品被害者の救済のためにいくつかの工夫が行なわれていた。まず、不法行為の過失責任については、1916年のマクファーソン事件判決が、従来原則として直接の契約関係にある被害者に対してしか認められなかった製造者の責任を契約関係のない被害者の場合にも認めて²¹、被害者が直接の売主以外の者に対して不法行為責任を追及することを可能にした。他方、過失の有無を問わない無過失責任であるが、直接の契約当事者間でのみ主張することができた保証責任については、1932年のバクスター事件判決において、裁判所が、明示の保証がそこまで到達することが予期される者は、たとえ直接の契約関係がなくても、その保証の内容に従って、保証主の責任を追及することができるとする考え方を示し

た²²。また、1960年のヘニングセン事件判決において、商品性の黙示の保証は、直接の購入者以外に、その家族その他の利用者にも及ぶとして、製造者の責任を認め、保証責任においても、契約関係の存在は不可欠な要素ではなくなった²³。

しかし、これらの伝統的な責任法理の修正による被害者の救済には限界があった。過失責任理論では、過失推定則（*res ipsa loquitur*）により一定の場合に過失の立証の困難さの軽減が可能であるが、過失責任である以上、原則としては原告である被害者が製造者などの過失を立証しなければならず、また、保証責任は、契約関係の存在を要件とせず、無過失責任ではあるが、契約責任によるため合理的期間内の通知や免責約款による責任制限の可能性など、消費者の製造者に対する責任追及に障害が残っている²⁴。

そして、このような伝統的な責任法理の限界を突破する新しい責任法理として登場したのが厳格製造物責任法理である。製品に欠陥があれば製造者の過失の有無にかかわらず責任を認める厳格責任は、1944年のカリフォルニア州最高裁のエスコラ事件判決で、トレイナー裁判官が補足意見で初めて主張し²⁵、有力な学説もこの立場を支持するようになり、1963年の同じカリフォルニア州最高裁のグリーンマン事件判決で、同州の判例理論として採用された²⁶。その後1965年の第2次不法行為法リステイトメントの402A条でも厳格責任が採択され、厳格責任は大多数の州の裁判所によって採用されるようになったのである。

欧州諸国において無過失製造物責任が立法化されたのは、1985年に「欠陥製造物についての責任に関する加盟国の法律、規則及び行政上の規定の調整のための閣僚理事会の指令」（以下、EC指令という）²⁷が採択され、EC（ヨーロッパ共同体）の各加盟国にこの指令に即応する国内法を整備することが義務つけられてからであるが、その以前、多くの国においては、既に判例による従来の責任法理の修正により欠陥製造物被害者の救済を容易にしたり、新しい立法により製造物責任の無過失責任化を図ったりしていた。

ドイツでは、1968年の「鶏ベスト事件」判決²⁸が過失の証明責任を危険領域説に立脚して製造者側に転換して以来、過失責任の構成を採用しながらも被害者の救済がかなり容易になった。また、1960年代に起こっ

たサリドマイド薬害事件を契機に、特に薬害の分野において製造者に厳格な責任を追及する動きが高まり、その結果1976年の改正薬事法に製薬業者の無過失責任が新設された²⁹。他の国においては、フランス、ベルギー、ルクセンブルクでは、過失の有無を問わない契約責任の理論構成によって実質的に厳格責任原則を採用し、デンマーク、オランダ、イギリス、アイルランドではドイツのように過失の証明責任を転換することにより被害者の救済を図った³⁰。一方、イタリアでは依然従来の過失責任原則が維持され、被害者は製造者の過失を証明しなればならなかった³¹。また、契約責任の構成により無過失責任原則を採用する国でも、不法行為責任により損害賠償を請求する場合、フランスでは実質的に無過失責任に等しい状況になっているのに対して、ベルギーとルクセンブルグでは原則として被害者は被告の過失を証明することが要求されていた³²。

このように各国の法規制に差異があることは、各国の製造者の競争条件にひずみを生じさせ、自由な商品取引を阻害し、そして各国における被害者の保護の程度を異ならしめる、という不都合な状況を生じさせるという認識に基づいて³³、ECは、1960年代末から欠陥製造物についての責任に関する各加盟国の法律の統一ないし調整のための作業に取り組み、1985年に製造物責任（無過失責任）に関する「EC指令」が採択され、各加盟国に同指令の国内立法化が義務つけられたのである。そして、1998年5月にフランスにおいて製造物責任法が成立したことで、各加盟国における「EC指令」の国内立法化が完了した³⁴。

日本では、従来の法律には製造物責任規定がなかったため、欠陥製造物による被害者の救済は、当事者間に契約関係のある場合には債務不履行責任（民法415条）により、契約関係のない通常の場合には一般不法行為責任（民法709条）によって処理されていた。しかし、そのいずれにしても過失責任主義に従い、製造者側に過失が存在したことが認定されることが、法的責任の大前提となる。特に一般不法行為責任の場合には、債務不履行責任のように帰責事由についての証明責任の転換がないため、被害者である消費者が製造者の過失を証明しなければならず、消費者の救済は極めて困難になる。そこで、判例³⁵は過失の基準となる注意義務（予見可能性や結果回避義務）を極めて高度なものとして設定

し³⁶、あるいは過失の推定や過失の一応の推定により³⁷、被害者の証明責任の軽減をはかっていた。

しかし、裁判実務におけるこのような工夫による被害者の救済には限界があった。過失の高度化により被害者の証明責任は軽減されるが、医薬品や一部の食品を除くそれら以外の製造物に関して、裁判所は容易には過失を認めておらず³⁸、裁判実務においてこれらの工夫が一般的に定着したとはいえないし、裁判例によってさまざまな過失判断が行われているため、法的安定性に欠けるところがあった。そこで、既存の責任法理の限界を克服するため無過失責任法理が提唱されるようになった。アメリカの厳格製造物責任法理を参考にして、1975年に製造物責任研究会が「製造物責任法要綱試案」を公表し、無過失製造物責任を提唱した。その後、学界による研究が積み重ねられてきたが、1985年にEC指令が採択されたことで、日本でも無過失製造物責任法への関心が高まり、1990年の私法学会において学者グループにより「製造物責任立法への提案」が発表され、弁護士会および各政党も立法試案・法案などを発表・提出し、無過失製造物責任法の制定を求めた。政府関係でも、経済企画庁をはじめ各関係省庁による長期にわたる検討を経て、1994年4月に政府の製造物責任法案が国会に提出され、同6月に製造物責任法が成立した。

要するに、各国において製造物責任の無過失責任化が進められてきたのは、現代社会の経済構造において、欠陥製品の被害者である一般消費者が複雑な工程により製造され、また複雑な経路を経て流通される製品について、その製造者などの責任を追及するには従来の責任法理によってはもはや困難となり、無過失責任という新しい責任法理によることが求められたからであると言えよう。

2 中国の製造物責任立法の背景

以上、諸外国における製造物責任立法の流れについて要約してみたが、これらと比べると、中国における製造物責任立法に影響を与えた社会的背景には次のような特徴が見られる。

（1）深刻な欠陥製品被害

中国では、1970年代の末から始まった改革・開放政策の推進により、

次第に大量生産、大量販売、大量消費の経済構造が形成され、その副産物として、欠陥製品による消費者の被害がますます深刻な社会問題となった。そして、消費者の救済が重大な社会的課題となり、消費者保護に関する法律の制定を求める社会的要請に応じて、関連立法が進められ、製造物責任法が制定されたのである。

民法通則の制定（1986年）前の欠陥製品被害について、中国の司法当局は、「飲料瓶の破裂、テレビの発火爆発、テレビアンテナと電気湯沸し器の漏電、食品中毒などの事故がしばしば発生しており、一部の製造者、販売者は、何はばかるところなく粗製濫造し、粗悪製品、偽製品を製造・販売して、消費者の利益に深刻な損害を与えている。多くの地域において、偽薬、毒物、有毒食品を製造・販売するなどの消費者の生命および財産の安全に重大な危害を及ぼす犯罪が行われている」とその深刻さを指摘する³⁹。また、製品品質法の制定当時（1993年）の欠陥製品被害の状況について、中国の立法関係機関は次の4点を挙げその深刻さを指摘する。①粗悪製品の種類がますます多くなり、その量もますます拡大している。②粗悪製品を製造・販売する者の手段は悪質で、利に目がくらみ、金儲けのため人命を害することすらやっている。③粗悪製品の生産に従事するのは個人経営者だけではなく、国有企業もあり、一部の国家監督部門の者が関与していることもある。④粗悪製品は社会の経済秩序を破壊し、人の健康、生命と財産の安全に重大な危害を及ぼしている⁴⁰。ある統計によると、1年間に全国で家電製品の漏電事故による死者は8000人を越えており、ガス湯沸し器の欠陥による死者は173人もあり、メチルアルコールで造った偽焼酎による12件の中毒事件で、134人が死亡、37人が失明したという。また、囊虫（のうちゅう）病に罹った豚肉で造った肉製品により何十万人が囊虫病にかかったという⁴¹。

民法通則122条と製品品質法の製造物責任に関する規定は、このような深刻な欠陥製品被害を背景に制定されており、製造物責任を定める意義は、主に粗悪製品被害の対策として理解・議論されており⁴²、製造物責任法を制定して責任要件を過失から欠陥に変える意義は必ずしも明確に認識されていなかった。

中国における消費者被害は、そのほとんどが製造者等の悪意（故意または過失）が明らかな粗悪製品によるもので、無過失責任法理によらな

くても、一般不法行為責任による救済が可能であるため、社会の関心は、製造物責任の無過失責任化より、むしろ行政上の管理・監督と取り締まりの強化の方に注がれていたのである。そして、立法に際しては、製造物責任と不法行為責任の区別が重視されず、製造物責任の無過失責任としての性格を曖昧にする結果になったのである。

次節以下において詳しく言及するが、民法通則122条は、責任要件を製造物の欠陥ではなく製造物の「品質の不合格」としており、製品品質法は、販売者の責任について過失責任であるとしながら、また無過失責任を負わせるように解される規定もおいている。また、裁判実務でも民法通則と製品品質法の規定を過失責任として適用する事例が見られるが、これらのことは、無過失責任としての製造物責任の意義についての認識の混乱を示していると思われる。また、中国の製造物責任の規定が製品品質法という製品品質に対する管理・監督を主な目的とする法律の一部として定められたことも、同じことを示しているといえる。さらに、製造物責任における最も核心的な問題である「欠陥」の認定について、EC指令と日本の製造物責任法は欠陥の判断において考量すべき要素を定めているのに対して⁴³、中国では法律に何の規定もないうえ、学説上もあまり検討されていないことも、中国の製造物責任規定は専ら（欠陥の証明が容易な）粗悪製品を念頭に置いて定められたことと関係があると思われる。

（2）民事法制の未整備と学説の立ち遅れ

すでに述べたように、欧米諸国と日本においては、無過失製造物責任法理が確立される前にも伝統的な責任法理（契約責任ないし不法行為責任）により被害者に対する救済が行われ、前者は消費者の救済における後者の機能の限界を突破するために提唱・確立されたのである。したがって、両者の責任構成と機能などについて理論上も実務上も基本的には明確に区別されていたと思われる。また、日本にとって製造物責任は外来法理ではあるが、長い間多くの研究が積み重ねられ、自国の法理論および法体系と融和して立法に至ったと思われる。

これに対して、中国では長い間法律が整備されず、民事法を含む全ての法分野において法律理論も極端に未発達であった。1949年に社会主義の中国が建国し、国民党政権時代の全ての法律が廃棄されるが⁴⁴、その

後、旧法律に代わる新法律が制定されず、1970年代の末までには、法律はほとんど空白状態であった⁴⁵。1970年代後半から、とりわけ1980年代に入ってから、国が法制健全化を目指して法律の整備に取り組み、法律が相次いで制定され、学者による研究も徐々に活発になるが、法律理論の発達は短期間に達成できるものではなく、どの分野においても学説は法律の制定に十分な理論的根拠を供することができるまでには発達していなかった。このような事情のもとでは不可避なことであるともいえるが、製造物責任の立法にあたっては、外来法理である製造物責任について十分な理論上の研究、検討が行われていなかった⁴⁶。

また、中国では製造物責任だけではなく、そもそも契約責任と不法行為責任の制度と法理の発達もなかったため、製造物責任と契約責任とりわけ一般不法行為責任との区別は必ずしも明確にされておらず、制定された法律自体および法律についての解釈ひいては裁判実務においても製造物責任を他の責任法理と厳密に区別しないことによる混乱が見られる。法律の未整備と法律理論の未発達による混乱は、長い法律の空白期が終わって間もない1985年に制定された民法通則（122条）にだけでなく、その後の1993年の製品品質法にもその影響が見られている。

第3節 製造物責任法の特徴

中国では、製造物責任に関する規定が民法通則と製品品質法および消費者権利・利益保護法に定められているが、民法通則122条は製造物責任に関する原則的規定にすぎず、具体的内容は製品品質法に規定されており、消費者権利・利益保護法の規定は消費者保護の観点から製品品質法の製造物責任に関する規定の一部を再確認したものである。そこで、中国製造物責任法の特徴については、主に製品品質法を取り上げて検討することにする。なお、本稿においては、特に断らない限り、製造物責任法とは製品品質法のことをいうものとする。

1 立法形式上の特徴

各国の製造物責任法は、製造物責任に関する内容を民法典の中に挿入するもの、消費者保護法の一部として規定するものなどがあるが、EC

指令と日本の製造物責任法のように「単独立法」をするのが最も一般的であるといえる⁴⁷。これに対して、中国の製造物責任法は、「製品品質法」という製品品質の監督管理制度および製品の品質に関する製造者などの民事責任（契約責任、不法行為責任、製造物責任）、行政処罰に対応する行政上の責任と刑事責任を定める「混合法」の一部分として規定されている。

製品品質法の制定にあたって、その立法方式については、次のような四つの意見があった⁴⁸。①「品質基本法」方式。この意見は、まずは生産から流通ないしサービスにいたる品質の管理・監督と品質責任および処罰などの諸問題について原則的な規定だけを設ける法律を制定し、それから別途分野別の法律を制定するべきであるとする。法律の名称は「中華人民共和国品質法」とする。②「商品（製品）品質法」方式。この意見は、「品質基本法」の方式はその範囲があまり広すぎ、またサービスはその「品質」の判断基準が不明確であるので、法律の規制範囲は主に製品が流通に置かれてから使用者に交付されるまでの流通の領域に限定して、サービスは除外し、企業内部のことである製造過程における品質管理の規則の制定などについては行政が干与するべきではないとする。法律の名称は「中華人民共和国商品（製品）品質法」とする。③「工業製品品質法」方式。この意見は、農水畜産物はその特性から工業製品と区別し、法律の対象は工業製品に限定するべきであるとする。法律の名称は「中華人民共和国工業製品品質法」とする。④「製造物責任法」方式。この意見は、国が企業活動に干与し過ぎることは望ましくないとして、製品の品質管理については企業の自主的努力に任せ、外国の製造物責任法に倣って、不法行為責任（厳格責任）としての製造物責任法を制定するべきであるとする。法律の名称は「中華人民共和国製造物責任法」とする。

学者の中には「製造物責任法」の制定を唱える意見が強かったが⁴⁹、当時はこのような主張をする者は少数で、「製品品質法」方式の主張が多数であったので、製造物責任法は製品品質法の一部として定められることとなった⁵⁰。

「製造物責任法」ではなく「製品品質法」を制定した理由については、品質が悪い製品が氾濫し、粗悪製品による被害が深刻な中国の現状では、

行政法の手段と民事法的手段および刑事法的手段を合わせた「混合立法」により対処することが必要であるからだとする⁵¹。また、このような「混合立法」は中国の国情に適した中国の特色のある立法の方法であると評価されているが⁵²、筆者は、以下のような理由から、このような「混合立法」は妥当ではないと考える。

(1) 製品品質法を「混合法」にしたのは、行政、民事、刑事法の諸方法を総合的に利用して、粗悪製品が蔓延するのを抑制し、欠陥製品被害の救済を強化するためだといわれるが⁵³、「混合立法」によりこのような効果が得られるとは思われない。つまり、欠陥製品被害を救済するには、諸法による総合的対策が必要であるが、それは「混合立法」が必要であることを意味しない。法律の社会的効果は、主に具体的な規定の内容いかんによるものであって、形式上、混合立法とすることにより法規範自体の効果が強化されることはないであろう。また、公法（行政法）と私法（民事法）という違う性格の法律規定を一つの法律に取り入れるのは、立法技術としては妥当ではないと思われる。

(2) 加えて、違う性格の法規範が混在することにより、法律の理解（解釈）と適用を困難にし、混乱をもたらすおそれがある。製品品質法には行政責任と民事責任、契約責任と不法行為責任、一般不法行為責任（過失責任）と製造物責任（無過失責任）の規定が混在しているが、責任要件についての異なる規定の混在により、法律の整合性に欠け、さまざまな混乱が生じている。混合立法により生じる諸問題については、第2章以下において具体的に検討することにし、ここでは、事例を挙げ、行政法と民事法の混在により生じる、製品品質法第2条についての解釈上の問題を検討する。

被告Y（日本の自動車メーカー）が日本で製造してアメリカに輸出した乗用車を、原告Xがアメリカで購入して中国に持ち帰り、運転中の事故により負傷した。負傷の原因は自動車の欠陥にあるとして、中国（北京）の裁判所に訴訟を提起し、Yに対して損害賠償を請求した事案⁵⁴で、裁判所は製品品質法2条を根拠に、本件には製品品質法が適用されないとした。

製品品質法2条は、次のように規定する。「中華人民共和国国内において製品の生産、販売活動に従事する場合は、この法律を遵守しなけれ

ばならない」（1項）。裁判所は、本件自動車は、日本で生産し、アメリカで販売したものであるから、製品品質法は適用できないとしたのである。たしかに、2条の文言からするとこのような解釈がありうると思われる。しかし、2条により、中国国内で製造・販売されたものではない製品の事故については、製品品質法（の製造物責任の規定）が適用できないとするのは妥当ではないと思われる。

まず、中国の領域以外で行われる製造・販売行為について、中国の法律（行政法）の効力が及ばないのは当然のことであるが、民事法の場合はそれと違って、中国国内で起きた製品事故については、たとえその製品が中国で製造、販売されたものではない場合でも、中国の法律（不法行為責任法）により製造者の責任を追及することは、可能であると思われる⁵⁵。民法通則と消費者権利・利益保護法には製品品質法2条に類する規定がないので、本件事例のような場合に民法通則と消費者権利・利益保護法の規定（不法行為責任・製造物責任）は適用されうる（本件裁判で、裁判所は民法通則を適用している）が、同じ趣旨の製品品質法の規定が適用できないとするのは論理的ではない。

次に、製品品質法は民法通則122条の不備（規定があまり簡単で、用語も不適切）を見直して、製造物責任をより明確に、具体的に定めるが、製品品質法2条により、製品品質法の適用ができず、民法通則を適用するのであれば、製品品質法の立法趣旨にも反する。

また、国際交流が進み、外国製品が輸入業者などを経ずに国内に輸入され、これらの製品を使用・消費する者の被害が増えるのに、製品品質法2条により、このような事件には製品品質法が適用できないのは製品品質法の立法目的（消費者の保護）に反する。

要するに、製品品質法は、製品の品質に対する管理、監督に関する行政法規定が主な内容になっており、2条は製品の製造、販売活動に対する行政上の管理、監督の機能を強調するための規定であり、行政法の規定としては妥当であるが⁵⁶、民事法規定との関係においては妥当ではないと言わざるを得ない。このような問題は、2条の削除または訂正ないし解釈による解決も可能であろうが、筆者としては、そもそも「混合立法」としていること自体が問題であり、EC指令と日本の製造物責任法のような単独立法のほうが望ましいと考える。

2 整合性の欠如

中国にとって製造物責任は外来の法理であり、製造物責任法は外国の製造物責任法に倣って制定されたのである。

民法通則は1982年の民法典草案（第4稿）を基に起草されたといわれるが⁵⁷、その民法典草案には製造物責任に関する規定がなかった⁵⁸。民法通則草案に製造物責任の規定（後の122条）が置かれたのは1985年後半のことであるが、そのきっかけは製造物責任に関する馬凌氏の論文であると言われている⁵⁹。馬凌氏はその論文の中で、欧米では製造物責任の無過失責任化と立法化が進んでおり、中国では伝統的な過失責任法理により欠陥製品紛争を処理するのは、時代遅れであり、被害者の救済の障害になると指摘し、アメリカの製造物責任法理とEC指令案を参考に中国においても製造物責任法を制定するよう唱えた。民法通則の起草者はこの提案を受入れて草案に製造物責任の規定を入れたのである。民法通則122条はその規定があまり簡単で、文言も不明確なため、無過失責任の規定であるか否かが問題となったが、アメリカの厳格責任法理とEC指令を参考にした無過失責任を定める規定であるとするのが通説である⁶⁰。

民法通則122条はその文言が示すように、製造物責任の規定としては明らかに不備があり、すぐれた立法例とはいえない。しかし、122条が中国における製造物責任法理の発達に果たした役割は大きい。民法通則の制定をきっかけに製造物責任に対する関心が高まり、122条を手がかりとして製造物責任の研究が活発になり、欧米の製造物責任法を参考に製造物責任の諸問題について検討が行われ、十分とは言えないものの製造物責任の研究にはかなりの進展が見られた⁶¹。1993年の製品品質法（製造物責任規定）は、欧米の製造物責任法についての研究成果に基づいて、EC指令とアメリカ判例法を参考に制定され⁶²、製造物責任法の国際的流れに沿った法律になっていると言える⁶³。

中国の製造物責任は、基本的にはEC指令を参考にして制定されているが、同時にアメリカ法の考え方も取り入れている。しかし、これら外国の法律の内容を中国法に取り入れるにあたって、外国の法律に対する研究の不足とそれぞれ違う国の法律の相違点について適切な処理をしなかったため、製品品質法の規定には明らかに整合性に欠けるところがあ

る。

その一例として、販売者の責任についての規定を挙げてみたい。販売者の責任について、製品品質法42条は次のように規定する。「販売者の故意または過失により生じた欠陥により、人身、他人の財産に損害が生じた場合、販売者は賠償責任を負わなければならない」（1項）。「販売者は、欠陥製品の生産者を特定することができず、その欠陥製品の供給者を特定することもできない場合は、賠償責任を負わなければならない」（2項）。この規定により、販売者は原則として無過失責任を負わず、2項の例外的な場合にのみ過失の有無を問わず損害賠償責任を負うこととなるが、これは明かにEC指令の規定を踏襲したものである。EC指令では、製造物責任は製造者の責任であり、販売者は、製造物の製造者やその販売者に製造物を供給した者を特定できない場合のみ補充的に無過失責任を負うこととなる⁶⁴。

このように製品品質法42条は、EC指令に倣って販売者の過失責任を明記したが、その43条においては、販売者にも製造者同様、無過失責任を負わせるような規定をおいている。43条は、「製品に欠陥が存在したことにより、人身、他人の財産に損害が生じた場合、被害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。製品の生産者に責任がある場合に販売者が賠償したとき、販売者は、生産者に求償する権利を有する。製品の販売者に責任がある場合に生産者が賠償したとき、生産者は、販売者に求償する権利を有する」と規定するが、この規定については、被害者が販売者に損害賠償を請求した場合、販売者は自分の責めに帰さない場合（欠陥の存在につき無過失、欠陥製品の製造者または供給者を特定できる場合）でも無過失を主張して損害賠償を拒否することができず、まず被害者の請求に応じて「先行賠償」し、それから実際の責任者に求償すると解するのが多数説である⁶⁵。

製品品質法43条の「先行賠償責任」は、民法通則122条における「先行賠償責任」と同じである。民法通則122条はアメリカの製造物責任法とEC指令を参考に制定されたといわれるが、「先行賠償責任」の規定はアメリカ法を参考にしたものと考えられる。つまり、アメリカでは、製造物の製造から消費にいたる連鎖のいかなる段階の売主も、販売により

自己の支配下を離れる時点で製品に存在していた欠陥による事故に対して無過失責任を負う⁶⁶のに対して、EC指令においては、販売者は原則として過失責任しか負わないから、「先行賠償責任」は明らかにアメリカ法的な発想であるといえる。民法通則122条によっては、販売者は製造者と同じく無過失責任を負うので、製造者の責めに帰する損害に対して「先行賠償責任」を負うこととなる。しかし、製品品質法は、EC指令に倣って42条において販売者の過失責任を明記しているのに、43条においてまた、民法通則と同じように販売者の「先行賠償責任」を定めるのは明らかに整合性に欠ける。

「先行賠償責任」の問題点については、第2章において具体的に検討するので、ここで外国の法律を参考する際に生じた問題の一例として取り上げるにとどめたい。

第2章 責任主体

第1節 責任主体の範囲

1 責任主体についての二つの考え方

製造物責任は、欠陥製品の被害者が損害賠償を請求する際に根拠とする責任ルールを過失責任から無過失責任に変更して、被害者の救済をより容易にすることを目的とする法理である。したがって、被害者にとっては、製造物責任法により責任を負う責任主体の範囲が広いほうがより有利であるといえる。しかし、他方で、製造物責任を負う側にとって製造物責任は他の責任法理より厳しい法理であるため、多くの国の立法は、責任の公正な負担の見地から、製造物責任主体に一定の制限を設けて、責任主体の範囲は一般不法行為責任主体より狭くなっている。

無過失責任に基づく製造物責任主体の捉えかたについては、その範囲をできるだけ拡大しようとするアメリカの判例法の立場と、製造物責任は原則として製造者の責任であるとし、製造者以外の者には例外的な場合にのみ製造物責任を負わせるEC指令の立場に大きく分かれている⁶⁷。

アメリカ第2次不法行為法リステイトメント402A条は、欠陥のある製造物を流通に置いた点に責任の根拠があり、最初の製造者はもちろん

中間の流通業者も製造物の利用者や消費者に対して責任を負うという考え方をとる⁶⁸。それにより、流通過程の最初に位置する製造者から最終段階にある小売業者に至るまで製造物の販売にかかわるすべての者が製造物責任を負う可能性を有する。また、第2次不法行為法リステイトメントでは、責任主体を「欠陥状態にある製品を販売（傍点は引用者）する者」に限定したが、その後裁判所は、売買の場面において厳格責任を支持する政策目的は、他の場面においても厳格責任を支持するとして、厳格責任をリースなどの販売以外の取引にまで拡張してきた。このような判例の傾向を反映して、第2次不法行為法リステイトメント402A条を修正した「第3次不法行為法リステイトメント 製造物責任篇 (Restatement of the Law Third, Torts: Products Liability)」⁶⁹は、責任主体について「販売者もしくはその他配給する者」と規定し、責任主体の範囲を製造者、卸売り商、および小売り商以外に、賃貸人、寄託人などの商業的な製品の配給者にまで拡大している⁷⁰。

このように製造物責任主体を広く捉えるアメリカに対して、EC指令および日本の製造物責任法は、責任主体の範囲をより狭く規定している。

EC指令において、製造物責任は原則として製造者の責任である。しかし、EC指令は、消費者を保護するために、製造者の範囲を広く捉えて、製造者には、完成品の製造者のほか、原材料の製造者または構成部品の製造者、並びに自己の氏名、商標その他の標識を製造物に付することによって、自らをその製造者として表示する「表示製造業者」も含まれるとしており、製造物を販売、賃貸、リースその他の方法によって配布する目的をもって、事業活動としてECに輸入する者も、その製造物の製造者とみなされ、製造者としての責任（無過失責任）を負うとする（EC指令第3条1項、2項）。また、製造者を特定できない製造物の供給者は、合理的な期間内に被害者に対して、その製造者または当該供給者にその製造物を供給した者を告知する場合を除き、製造者として扱うとする（同3条3項）。

日本の製造物責任法は、「製造業者等」をもって責任主体と規定し（同法3条）、非製造者である販売者等製造物の供給者への無過失責任の適用を認めていない。ただし、「製造業者等」に含まれる者として、製造物を製造、加工した者のほか、製造物を輸入した者と自ら当該製造物の

製造業者としてその氏名、商号、商標その他の表示をした者または当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名などの表示をした者、および諸事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる表示をした者を規定する（同法2条3項）。これらの「表示製造業者」の中には製造業者ではない販売業者が含まれることもあり得るから、日本においても限定的ながら、販売業者にも製造物責任が拡張されているといえる。

2 中国における責任主体の範囲

前記のように、中国において、製造物責任規定は製品品質法のほか民法通則にも定められている。ところが、二つの法律の責任主体に関する規定が整合性に欠けるため、製造物責任主体の範囲は明らかではない。

まず、民法通則122条については、前述のように、それが無過失責任に関する規定であるか否かが問題となったが、無過失責任と解釈するのが通説である。その122条は、製造者と販売者の責任を区別していないため、製造者と販売者は共に製造物責任主体となる。

ところが、製品品質法においては、責任主体の範囲が判然としない。製造者の責任について、製品品質法41条はその責任要件を「欠陥」と明記したので、製造者が民法通則と同じように無過失責任を負うことは明らかである。販売者の責任については、製品品質法42条がその要件を「過錯」（故意または過失）と定め（同条1項）、「欠陥製品の生産者を特定することができず、その欠陥製品の供給者を特定することもできない場合」に無過失責任を負うとしたため（同2項）、一見すると民法通則による販売者の無過失責任を否定したかのように見える。しかし、製品品質法43条により、欠陥製品の被害者は製造者と販売者のいずれに対しても損害賠償を請求でき、製造者と販売者は、たとえ欠陥の存在および損害の発生につき自分に責任がない場合でも、ひとまず被害者の請求に応じて損害賠償をしなければならないと解されており、販売者も実質的には製造者同様に無過失責任を負うことになっている。

このように、販売者の責任についての民法通則と製品品質法の規定、製品品質法42条と43条の規定の関係は統一されておらず、責任主体の範囲は明らかではない。また、民法通則と製品品質法には、EC指令と日

本の製造物責任法のような責任主体に関する定義規定がないため、責任主体の範囲は一層不明確である。さらに、このような法律の矛盾と不備について立法機関による明確な解釈がなく、学説上の検討も欠如しているため、製造物責任法が正しく適用され、適正に機能しているかには、疑問をもたざるを得ない。

3 責任主体の帰責根拠

ある製造物が製造されてから消費者が使用するまでには、最後の完成品の製造者のほかにも、部品・原材料の供給者、卸売業者、小売業者、外国製品の場合には輸入業者など実に多くの者が介在、関与する。したがって、このような多くの関与者のどの範囲の者に製造物責任を追及することができるかが問題となるが、上記のように各国の立法の対応には大きい違いがある。製造物責任主体の範囲は、製造物責任の根拠をどこに求めるかによって決められるが、製造者などの無過失責任を追及することの正当性については、一般に次のような根拠があげられてきた⁷¹。

(1) 法政策的根拠

製造者などに、過失責任より厳しい無過失責任を負わせることがより妥当であるという価値判断を支持する根拠には、次のような事情があげられる。①大量生産、大量消費の時代において、消費者と製造者との関係は大きく変容して、製造者側の供給によって消費者の需要が創り出されており、消費者は製造物の安全性を信頼して行動し、高度の科学技術により生産される製品に内在する危険を認識し、事故を回避することが困難であるため、製品事故については製造者側に責任を負担させるべきである。②消費者は製品事故による損失を分散させることが極めて困難であるのに対して、製造者などは保険を付したり、損失を価格に転嫁したりして損失を適正に分散させることが可能であるから、後者に過失の有無を問わずに損害賠償をさせるのが望ましい。③最も少ないコストで製品事故による損害を減らすことが可能であるのは製造者などであるから、製造物の欠陥による事故についての損害を製造者などに負担させ、製品の安全性の向上のために努力させることが、製品事故による損害を社会全体としてできるだけ小さくする最も効率的な選択である。

(2) 法理論的根拠

上記のような政策的判断により製造物責任の無過失責任化が支持されるが、製造者などが無過失責任を負わされる法理論上の根拠としては、次のような考え方がある。①欠陥製品による被害については、欠陥（不合理な危険）を作り出した者またはその危険を制御しやすい立場にある者が、損害賠償の責任を負うべきであるという「危険責任」の考え方。②製造物の製造・販売により利益を得ている者は、それから生じる損失も当然に負担するべきであるという「報償責任」の考え方。③製造物の安全性に対する期待が裏切られて製造物の欠陥により被害が生じた場合には、消費者に対して製造物の安全性の期待を与えた者が、責任を負担するべきであるという「信頼責任」の考え方である。

製造物責任主体の範囲を決める際には、上記の法政策上および法理論上の根拠を考慮しなければならない。しかし、これらの考え方は、それぞれ単独して製造物責任の無過失責任化および責任主体の範囲の妥当性を説明できるものではないから、その何れの一つをもってある者に無過失責任を負わせるべきか否かを判断することはできない。責任主体を検討する際には、それらを全体として把握して、製造物責任を負わせることの当否を判断することが必要である。

また、製造物責任主体の範囲を考慮する際には、製造物責任法の根本的な目的である消費者の救済を便利にすることを第一次的に考慮して、責任主体となる者と消費者との関係についての利益考量と価値判断を行うべきであると思われる。

以下においては、上記の責任主体の帰責根拠および外国の法律を参考にしながら、中国の製造物責任法における責任主体の規定の実態と問題点を検討したい。

第2節 製造業者

製造物の製造者は、製造物の欠陥（危険）を作り出し、同時に製造物の製造・販売により利益を得ており、また、現代においては、消費者は製造者およびその製造物に対する信頼に基づいて商品を選択・購入するのが一般的であるため、欠陥製造物の製造者が製造物責任を負うのは、危険責任、報償責任および信頼責任の何れの考え方によっても当然のこ

とである。

製造者が製造物責任の第一次的な責任主体であることは、各国の製造物責任法において共通している。しかし、EC指令や日本の製造物責任法には製造者の定義規定が設けられ、製造者の要件と製造者には製造物の最終の製造者（完成品の製造者）以外の者（部品・原材料の製造者と表示製造者など）も含まれることが明記されているのに対して、中国の製造物責任法には製造者の定義規定がないため製造者に含まれる者の範囲は明確ではない。

1 責任主体の要件—製造物の製造、販売を「業」としていること

日本の製造物責任法の制定過程においては、製造物責任の責任主体を製造業者とするのか、製造者とするのかが問題になったが⁷²、諸立法提案では製造物責任法研究会の「製造物責任法要綱試案」以来、いずれも製造業者としており⁷³、製造物責任法はこれらにならって、責任主体を「業として」製造物を製造、加工する者とする（同法2条3項）。これは、製造物責任法は基本的には相当多数の製品が製造、販売される形態の製造者を前提として認められる厳格な責任であり、沿革的には大量生産、大量消費という形態を背景にして発展してきた法理であり、現在でも主としてその分野で利用されることが多い法理であるからである⁷⁴。EC指令およびアメリカ法も同様の考え方に従っている⁷⁵。

中国においては、製造物責任法の制定過程および制定後もこの問題について検討されておらず、製品品質法にも製造者、販売者の定義規定はないが、同法の起草機関である国家技術監督局は、本法が適用される対象を「中国国内の公民、企業、非営利性事業体、国家機関、社会組織および個人（経営）工商業者など」であると解釈する⁷⁶。この解釈によると、事業者ではない個人も同法の適用対象となるので、製造物責任の責任主体は「業として」製造、販売することを要件としないと解されうるが、このような解釈は妥当ではないと思われる。

まず、この解釈は製造物責任を念頭において行った解釈であるとは思われぬ。中国では、そもそも製品品質法の制定過程および制定後において責任主体を「業として」製造、販売する者に限定するべきであるか否かが問題になっておらず、これに関する議論が一切なかった。製品品質

質法は主に製造物を製造、販売する事業者に対する監督管理および責任追及のために制定された法律であるが、この解釈が事業者ではない公民（個人）をも適用の対象にしたのは、製品品質法の制定の背景となった粗悪製品の違法な生産と流通が、多くの場合、個人によって行われていたため、これらの者に対する取り締まり（行政処罰と刑事処罰）を強調するものであって、製造物責任の適用を念頭に置いたものとは考えられない。このような個人による違法な生産、販売行為に対しては、行政処罰または刑事処罰の適用が可能であり、民事上の損害賠償を請求する際にも、その悪意（故意・過失）が明らかであるため、製造物責任ではなく一般不法行為責任による救済が十分可能であるはずである。また、上記のように、各国の法律が責任主体を事業者に限定することには、理論的、政策的な合理性があり、それは中国においても同様に妥当するものと思われる。

責任主体を「業として」製造物を製造、販売する者に限定する場合、「業として」とは、有償または営利目的で行う行為であることが必要であるか否かが問題となる。この問題について、日本の製造物責任法の立案担当者の間では見解が分かれており⁷⁷、学者の見解にも違いがある。無過失責任の根拠の一つに報償責任の原則があるから、「業として」とは、営利事業のみを意味すると解するべきであるという見解⁷⁸に対して、このように抽象的な原理から結論を出す手法より、消費者の保護に有理であるように解釈することが必要であり、営利の要件は不要とする見解もある⁷⁹。

中国においては、この問題についての解釈が見られないが、私見では後者の見解が妥当であり、中国においても同じように解釈することが望ましいと考える。たしかに、報償責任は製造物責任を正当化する根拠の一つではあるが、製造物責任の最も実質的な根拠と理由は消費者の保護を強化することであり、法解釈の原点もここに置くべきであると思われる。製造物責任の根拠に報償責任があるとはいえ、危険責任も製造物責任の根拠の一つであり、危険を作り出して、損害を生じさせた者の製造物責任を追及することは可能であろう。要するに、いくつもある抽象的な原理、原則の一つを用いて製造物責任の根拠として結論を出すのは極力避けて、消費者の保護に有利であるか否か、そして消費者と責任主体

との関係における公平・公正を考慮して、製造物責任の諸問題を検討するべきであると考ええる。

なお、2002年民法典草案の「全国人大草案」と「人民大学案」は、「業とする」という要件を明示していないが、「社会科学院案」は製造者の定義規定を設けており、業として製造物を製造・加工することを責任主体の要件として明記している⁸⁰。

2 部品・原材料の製造者

完成品の製造者は、自分の設計、製造の際に生じた欠陥について責任を負うだけではなく、使用した部品・原材料の欠陥により生じた損害についても損害賠償の責任を負わなければならない。しかし、完成品の製造者が責任を負うからといって、部品・原材料の製造者が当然製造物責任を免れることにはならない。各国の製造物責任法は、完成品の製造者のほか、部品・原材料の製造者も製造物責任を負うことを明記する。これに対して、中国の製造物責任法には部品・原材料の製造者についての明文の規定がなく、部品・原材料の製造者が製造物責任主体になるか否かは明らかではない。

（1）諸外国における部品・原材料の製造者の責任

EC指令においては、部品・原材料の製造者も完成品の製造者同様、製造物責任の主体となる⁸¹。部品・原材料の製造者は、その製造した構成部品または原材料にそれ自体として欠陥があり、それによって損害が発生した場合は、その欠陥の存在につき過失があるか否かにかかわらず、損害賠償の責任を負うとされ、被害者は完成品の製造者と部品・原材料の製造者の何れに対しても、製造物責任による損害賠償の請求権を持ち、各製造者は連帯責任を負う⁸²。ただし、部品・原材料の製造者は、その部品・原材料の欠陥が完成品への組み入れまたは使用により欠陥であるとされた場合と、その欠陥が完成品の製造者の指示に起因する場合には免責される⁸³。

つまり、構成部品または原材料には、その製造者から完成品製造者へと出荷して流通に置いたときには、それ自体として欠陥はなかったが、その後に完成品の製造者がその部品または原材料を、その本来の用途ないし状況からすれば不適当な方法で完成品に使用しまたは組み込んだた

めに欠陥が生じた場合には責任を負わない⁸⁴。部品・原材料の製造者が独自の構想で製造したのではなく、完成品の製造者がした部品・原材料についての指示に従っただけの場合には、その部品・原材料に、それ自体としての欠陥がある場合を除けば、それが欠陥があるとされるのは、その部品・原材料に一定の機能をもたらせようとした完成品の全体構想に誤りがあったからであるため、部品・原材料の製造者は製造物責任を負わないのである⁸⁵。

EC指令と違って、日本の製造物責任法の製造者の定義規定には部品・原材料の製造者が明記されていないが、部品・原材料でも製造、加工された動産（製造物）（2条1項）である限り、部品・原材料の製造・加工業者もその引き渡した部品・原材料の欠陥について製造物責任を負うのは当然であり、部品・原材料の製造者の免責事由の規定（4条2号）からも部品・原材料の製造者が製造物責任主体に含まれることは明らかである。つまり、製造物責任が当該製造物の欠陥の存在に着目して損害賠償責任を認めるものである以上、部品・原材料の製造者も、部品・原材料に欠陥があれば、それによって生じた損害を賠償するのが原則である。しかしながら、部品・原材料の製造者と完成品の製造者の関係に着目する場合、両者に同様の責任を負わせるのは公平性に欠くため、部品・原材料の欠陥が完成品の製造者が行った設計に関する指示のみに起因するものであり、その欠陥の発生について過失がなかったことを部品・原材料の製造者が証明したときは、政策的観点から免責することとしている⁸⁶。

アメリカ第2次不法行為法リステイメント402A条は、部品⁸⁷の製造者に厳格責任を課すか否かの判断を留保しているが⁸⁸、判例は部品に変更を加えることなく完成品の一部として組み立てられる場合には、厳格責任を肯定する傾向にあった⁸⁹。判例のこのような傾向を反映して、1998年の第3次不法行為法リステイメントは、部品自体が欠陥製品であるか、または部品の供給者が完成品への部品の組み入れ（設計）に相当程度関与しており、当該部品を組み込んだことによって、完成品が欠陥を有する場合には、部品の製造者は製造物責任を負うとする⁹⁰。アメリカにおいても、部品自体としては欠陥製造物ではないが、完成品の製造者が不適当な仕方ですその部品を利用したため、その部品により完成品

が欠陥を有するようになった場合には、部品の製造者は責任を負わない⁹¹。

（2）中国における部品・原材料製造者の責任

中国の製造物責任法には、部品・原材料の製造者についての規定がないため、部品・原材料の製造者が製造物責任を負うか否かが問題となる。

製品品質法は、制定されるまでいくつかの草案が起草され、検討に供されたが、1989年の草案第1号から1991年末までの諸草案⁹²には、部品・原材料の製造者に関する規定がなかった。1992年10月に國務院から立法府である全国人民代表大会常務委員会に提出した中華人民共和國產品質量法（草案）には、製造者の定義規定はなかったが、その46条において「部品の生産者は、部品に欠陥がないこと、（または）欠陥は当該部品を組み入れた製品の設計あるいは当該部品を組み入れた製品の生産者の責任により生じたことを証明する場合には、損害賠償責任を負わない」と規定した。この規定は明らかにEC指令（7条f号）に倣ったものであり、その趣旨はEC指令のように部品の製造者も責任主体としながら、また抗弁による免責を認めることであると考えられる。

草案のこの規定は審議の際に削除されたが、その理由について立法機關は、「被害者は完成品の製造者に損害賠償を請求することはできても、（部品の製造者に請求することは困難であるので）被害者が部品製造者に請求するように規定してはならない」という意見があったためだと説明する⁹³。

この経緯からみると、中国の製品品質法において、部品の製造者は製造物責任の責任主体ではないようにも理解されうるが、筆者は必ずしもこのような解釈をする必要はないと考える。

まず、草案の規定を削除した理由が妥当ではない。上記の説明によると、草案の部品製造者の抗弁の規定を削除したのは、被害者にとっては部品の製造者を確定するのが難しいこと、この抗弁を採用すると完成品の製造者と部品の製造者がお互いに相手に責任をなすりつけ被害者の救済に支障が出ることを懸念してではないかと思われる。そうだとすると、これは明らかに部品の製造者を責任主体とすることに対する誤解である。草案の規定を採用すると、被害者にとっては、部品の製造者に対しても製造物責任法により損害賠償を請求できるので、この規定がないために

完成品の製造者に対してしか製造物責任を追及できない場合より有利であることはいうまでもない。また、部品製造者を責任主体としても完成品の製造者の責任を否定するわけではないので、被害者は完成品の欠陥の原因が部品の欠陥にあることおよび部品の製造者が誰かを知っても、完成品の製造者に損害賠償を請求でき、完成品の製造者は賠償を拒否できず、完成品の製造者による責任のなすり付けの心配はない。

つぎに、製品品質法には製造者の定義規定がなく、部品の製造者の製造物責任を排除する明文の規定もないため、部品製造者をも責任主体とする解釈の余地がある。つまり、部品・原材料でも、それが製造、加工された動産（製造物）（製品品質法2条2項）である限り、部品・原材料の製造者もその引き渡した部品・原材料の欠陥について製造物責任を負わせることは可能である。部品の製造者の責任について、立法機関による解釈はないが、学者の中には、部品・原材料の欠陥により損害が生じた場合、被害者が完成品の製造者に賠償を請求したときは、完成品の製造者が賠償の責任を負い、被害者が部品・原材料の製造者に直接損害賠償を請求したときは、部品・原材料の製造者が責任を負うべきであるとする主張がある。ただし、部品・原材料の製造者が、部品・原材料の欠陥は完成品の製造者の指示に従ったことまたは完成品の設計、製造上の問題に起因することを証明した場合には、部品・原材料の製造者は免責されるとする⁹⁴。このような見解はEC指令と日本の製造物責任法の規定の趣旨と同じである。

部品・原材料の製造者に製造物責任を負わせることに対しては、「欠陥製品被害者にとって、部品または原材料の製造者の名前を知らない上、被害の原因は部品または原材料の欠陥にあることについても証明できないため、被害者は部品または原材料の製造者に請求する可能性は小さく」、日本では、「部品の製造者が完成品の製造者と共に訴えられた事件が極わずかにあるが、部品製造者のみが訴えられたケースはない」ことなどを理由に、否定的な見解もあるが⁹⁵、このような見解には賛成できない。

確かに、一般的に被害者は製品の欠陥がどの部品にあるか、また、部品の製造元がどこかを知り得ないので、部品の製造者が直接訴えられることが多くはないと思われる。しかし、製品および事故の状況によって

は、例えば、部品メーカーが完成品の製造者より賠償能力があったり、地理的に身近であったりして、部品製造者に請求したほうが被害者にとって救済されやすいことがありうるし、部品製造者の責任を認めても完成品の製造者を不当に有利にさせたり、部品の製造者を不当に不利益にさせたりもしないので、事故の原因が部品の欠陥にある場合に、被害者が完成品の製造者ではなく、部品の製造者に直接損害賠償を請求することを認めないとする理由はないと思われる。

また、法的コストの無駄をなくす見地からも、部品・原材料の製造者に対する損害賠償の請求権を認めることが、それを認めず、完成品の製造者に責任を負わせてから部品・原材料の製造者に求償させるより、合理的であると思われる。そして、裁判実務においても、部品製造者の責任を認める事例が見られており⁹⁶、部品製造者をも完成品の製造者同様に第一次責任主体とすることを認めないのは妥当ではないと思われる。

部品・原材料製造者の責任について、「全国人大草案」と「社会科学学院案」は、製品品質法と同じように明記しておらず、「人民大学案」は、部品・原材料の欠陥による被害については、完成品の製造者が被害者に対して損害賠償を負ってから、部品・原材料製造者に求償するとするが⁹⁷、上記のような理由により、筆者には部品・原材料の製造者を責任主体から除外するのが妥当とは思われず、EC指令や日本の製造物責任法のように部品・原材料の製造者の製造物責任を認めると同時に、その免責事由による抗弁をも認めるべきであると考えている。

3 表示製造業者

現代社会において、市場の商品の多くは、直接的な製造者ではない者の商号・商標などの表示を付して流通されている。実際の製造者は、このような他人の表示を付することによって自分の製品に対する消費者の信頼を高め、販売を促進する効果を追求しており、自分の商号・商標などを他人の製品に使用させる者は、その製品の製造・販売によって利益を得ているし、そのような表示により製品の安全性についての信頼を消費者に与えている。多くの場合このような表示製造業者は、実際の製造者の製品の企画および製造に様々な形で関与し、相当の影響力を持っている。したがって、製造物責任の根拠となる「危険責任」、「報償責任」、

「信頼責任」の何れによっても、このような表示製造業者に対して実際の製造者と同じく、製造物の欠陥による損害についての無過失責任を負わせることが正当化される。また、被害者の十分な保護を図るという観点からすれば、事業者の側に責任を問うべき根拠が十分にある限り、製造物責任を負う責任主体の範囲を合理的に拡大する必要があり⁹⁸、各国の製造物責任法は実際の製造者のほか表示製造業者にも無過失責任を拡張している。

アメリカの第2次不法行為法リステイメント400条は、他人によって製造された動産を自らの製品として表示する者は、製造者と同様な責任を負うという表示製造者責任を認めているが、このような考え方により、判例はOEM (original equipment manufacturing)⁹⁹製品を販売する者の責任を認めていた¹⁰⁰。第3次不法行為法リステイメントも「他人が製造した製品を自己の製品として販売もしくは配給する業務に従事する者は、その販売者もしくは配給者があたかも当該製品のメーカーであるかのごとく、メーカーと同一の責任を負う」(14条)と規定して、表示製造業者の責任を認めている。この責任は、たとえ表示製造者が、その製品はとくにその表示製造者のために、特定のメーカーが製造した物である旨を開示していても適用される(同14条コメントc)。その理由は、表示製造者は少なくとも部分的には自分に対する信頼を利用してその製品を使用もしくは消費させているからである(同コメントc)。しかし、メーカーの商品に自分の商標もしくはロゴの使用を許諾しただけで、実際にその製品を自らの製品として販売もしくは配給していない商標ライセンスについては、製造物責任を負わないとする。ただし、商標ライセンスが自らライセンスの製品の設計、製造もしくは配給に実質的に参画している場合には、その製品の欠陥により生じる被害につき責任を負うとする(同コメントd)。

EC指令においても、「自己の氏名、商標その他の標識を製造物に付することによって自らをその製造者として表示する者」は、実際の製造者同様に製造物責任を負うとされる(3条1項)。表示製造者の責任は、被害者が製品の表示から表示者を真の製造者と誤信したことを要件とするものではなく、諸般の事情から、その製造物は表示者以外の者が製造したことが推定できる場合であっても免れない。また、実際の製造者が

責任を負わされるからといって、表示者が免責されるわけではなく、同様に、表示者が製造者として責任を負うからといって、実際の製造者が免責されるわけでもない¹⁰¹。

日本においては、製造物責任法の立法前の諸立法提案が、アメリカ法とEC指令に倣って、表示製造者をも責任主体とすることを主張していた¹⁰²。これをうけて、製造物責任法は表示製造業者を実際の製造者と並ぶ責任主体としている。製造物責任法3条によると、表示製造業者には、自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした典型的な「表示製造業者」のほか、製造物にその製造業者と誤認させるような氏名などの表示をした「誤認表示製造業者」、およびこのような製造業者と誤認させるような表示をしていないが、製造物の製造、加工、輸入または販売にかかる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名などの表示をした「実質表示製造業者」も含まれている。なお、製造物責任法2条2項により、輸入業者も製造業者に含まれるので、「表示製造業者」には、実際の輸入業者ではないが輸入業者であるとの表示をした者も含まれることになる。

日本の製造物責任法は基本的にはEC指令に倣って制定されたが、表示製造業者に関する規定はEC指令よりその範囲をかなり広く捉えている。すなわち、EC指令においては、自ら製造業者として表示したことをもって厳格責任負担の根拠として、表示者の行為に重きが置かれていると考えられるのに対して、日本の製造物責任法は、「表示」のもつ意義の評価基準を、表示者側の意思から消費者の信頼あるいは社会による認識へ変更し、製造物の安全性の担保者として消費者の信頼の対象となる「製造業者」という表示内容に着目し、信頼の対象となり得るものは氏名などだけではなく事業形態にもおよび、これらによって社会認識として製造物の安全性担保を引き受ける立場を表明したものと実質的に解釈できれば、表示が具体的に「表示者」を示すものではなくとも製造物責任を負わせ、責任主体の範囲を拡大させたものと考えられる¹⁰³。

このように各国においては、製造物の責任主体が実際の製造者以外の者にも拡張されているが、日本の製造物責任法は、アメリカとECにおける典型的な表示製造業者のほか、「誤認表示製造業者」と「実質表示

製造業者」にも製造物責任が拡張され、表示製造者の範囲が最も広がっており、被害者が損害賠償を請求するのに有利になっているといえる。

中国の製造物責任法には製造者の定義規定がなく、立法関係機関による解釈においても表示製造業者の責任について言及されていないが¹⁰⁴、中国においても、すでに諸外国と同じようにOEMやPB (Private Brand)方式¹⁰⁵による生産が行われており¹⁰⁶、中国経済の改革と開放の進展により、製品の知名度と信頼性を高め、市場における競争力を高めるため、ブランド、商標などを活用して製品を製造、販売することが増加することが予想される。したがって、このような表示製造業者の責任を明確にすることが要求される。

中国では法律には明文の規定がないが、学説上は表示製造業者も製造物責任主体とするべきであると主張されており¹⁰⁷、裁判実務においても表示製造業者を製造物責任主体とする事例がみられる¹⁰⁸。しかし、解釈により表示製造業者の責任を認めるとしても、解釈の違いにより裁判所の対応が統一されず、法律の安定した適用が困難であるため、諸外国のように法律に表示製造業者の責任を明記することが望ましいと考える。

筆者としては、表示製造業者の範囲について、日本の法律の規定が被害者の救済により適しており、製造物責任の根拠理論（危険責任、報償責任、信頼責任）によっても、それらの者に製造物責任を負わせる合理性があり、中国における表示製造業者の解釈ひいては今後の法律の改正においては、日本のこのような規定を参考にして、表示製造業者の範囲を広く捉えるべきであると考える。

「全国人大草案」と「人民大学案」は製品品質法と同じように「表示製造者」の規定がないが、「社会科学院案」は製造者の定義規定を設け、表示製造者を責任主体として明記している¹⁰⁹。「社会科学院案」は、日本の製造物責任法に倣って典型的な表示製造業者のほか、「誤認表示製造業者」と「実質表示製造業者」をも含めて、表示製造者の範囲を広く捉えており、このような提案を法律に取り入れるべきであると考える。

第3節 流通業者

大量生産、大量販売を特徴とする現代の産業社会においては、生産と

消費との分離が高度に進行して、製造者の製造した製品は複雑な流通経路を経て、消費者に渡される。そして、欠陥の発生あるいは欠陥の現実化（被害の発生）には、流通業者も直接または間接的に関与することとなり、欠陥製品の被害に対する流通業者の製造物責任を追及できるかが問題となる。そのため各国の立法は製造物責任の責任主体を製品の製造者に限定せず、制限的でありながら流通業者にも製造物責任を拡張している。

製造物責任法により責任を負う責任主体の範囲、とりわけ直接的な製造者以外の者に製造物責任を負わせるべきか否かを決めるに際しては、重要なポイントが二つある。第一には、その者への欠陥製品事故損害の転嫁が公平と考えられることであり、第二には、被害者救済の観点から、被害者に対して責任追及の便宜を与えることである¹¹⁰。以下においては、このような考え方に基づいて、流通業者の責任について検討を進めたい。

1 輸入業者

中国の製造物責任法には、責任主体についての定義規定がないため、輸入業者が責任主体に含まれるかが明らかではないが、解釈上では製造者同様に製造物責任を負うとされており¹¹¹、輸入業者を製造物責任主体とする点は諸外国と同じであると考えられる。

アメリカにおいては、製造物責任の賠償義務者をできるだけ広く捉えようとする傾向があり、製品の実際の製造者のほか、製品の製造には関与していない販売者および配給者にも製造物責任を負わせており、輸入業者に対しても厳格責任の適用が一般に認められている¹¹²。また、アメリカと違って、原則として単なる流通業者は製造物責任主体としない日本の製造物責任法と EC 指令においても、輸入業者は製造者と同様の責任を負う者として扱っている¹¹³。

輸入業者を製造物責任主体とするのは、まずは、被害者が外国の製造者に直接損害賠償責任を追及することが困難であるため、便宜的に輸入業者に外国の製造者に代わって責任を負わせ、後に輸入業者から製造者に求償させるのが妥当である、という政策的配慮によるものである¹¹⁴。また、製造物責任の理論根拠である「危険責任」、「報償責任」、「信頼責任」の観点からも輸入業者が製造物責任を負うのは妥当である。つまり、

輸入業者は、欠陥ある製造物を国内市場に供給することにより、国内に当該危険を持ち込んだ源泉供給者であり、製造物を輸入することにより利益を得ており、消費者が国内の輸入業者を信頼して外国の製造者の製品を購入、使用することがあるから、輸入業者にも製造物責任を負わせるのである¹¹⁵。

2 販売業者

小売業者や中間流通業者など製造物の製造に直接関与していない販売業者にも製造者同様に無過失責任を負わせるべきか否かについて、各国の法律には大きい違いがある。

(1) 諸外国における販売業者の責任

アメリカでは製造物責任は製造者だけの責任ではなく、製造者をも含むより広い「売主 (seller)」の責任となっており、製造から消費に至る販売の連鎖のいかなる段階の売主も、販売により自己の支配下を離れる時点で製品に存在していた欠陥による事故にたいして無過失責任を負い、被害者は製品の欠陥が製造の段階から存在していたものであれば、製造業者から中間の流通業者および小売業者に至るまでのどの者に対しても損害賠償を請求できる¹¹⁶。第2次不法行為法リステイメント402A条はこのような立場をとっており、判例は製造段階で発生した欠陥について、開封しまたは破壊検査をしないと発見不可能であるような欠陥についても、小売業者の厳格責任を認めていた¹¹⁷。これに対して、1979年に公表された統一製造物責任モデル法およびその後の連邦製造物責任法案は、販売業者の責任を原則として過失あるいは明示の保証がある場合に限定することをめざしていた¹¹⁸。

ところが、1998年の第3次不法行為法リステイメントは、第2次不法行為法リステイメントと同様、販売業者にも製造者と同じように無過失責任を認めている。それによると、卸売業者、小売業者のような、製造者ではない者は、たとえ自ら製品に欠陥を生じさせていない場合でも、また、欠陥の発生を予防できる立場にあったか否かを問わず、製造物責任を負うこととなる¹¹⁹。

販売者に製造者同様に無過失責任を負わせる根拠については、販売者は被害者よりも、事故の発生を予防するのに、より有利な立場にあるこ

と、多くの場合、販売者は製品配給の連鎖を通じて、責任コストを製造者に転嫁することができること、販売者は被害者に損害賠償をした後製造者に求償できること、および販売者に無過失責任を負わせることで、販売者に信頼できる製造者または供給者だけを相手にさせることが期待できることなどがあげられる¹²⁰。しかし、アメリカにおいても、一部の州で、一定の場合には製造者ではない販売者、配給者に対しては無過失責任を免除する立法が行われており、販売者は製造者と完全に同じ責任を負わされてはいない¹²¹。

EC指令においては、原則として、製造者だけが製造物責任主体であり、製造者以外の者が製造物責任を負わされるのは、例外的な場合に限定されている。実際の製造者ではない者が製造物責任を負う場合としては、「自己の氏名、商標、その他の標識を製造物に付することによって自らをその製造者として表示する」表示製造者（3条1項）と「製造物を販売、賃貸、リースその他の方法によって配布する目的をもって」輸入する者（3条2項）および「製造物の製造者を特定することができない」製造物の供給者（3条3項）があるが、販売者がこのような場合に当たるときは製造物責任を負わされることとなる。

日本では、製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」（1975年）をはじめ、販売者をも責任主体とする立法提案が多数なされていた¹²²。しかし、これらの提案における販売者などの無過失責任は、前記のアメリカにおける販売者などの無過失責任とは同様の責任ではなかった。アメリカにおいては、販売者などは、たとえ自ら製品に欠陥を生じさせていない場合でも、販売により自己の支配下を離れる時点で製品に欠陥があった場合には、被害者に対して無過失責任を負うのに対して、日本の諸立法提案においては、販売者などの製造者以外の者が、製造物の欠陥を生じさせたのではないこと、および欠陥を知ることが期待できないことを証明した場合には免責されるとした。すなわち、日本で提案されたのは、「欠陥」を作出していれば、その作出については過失の有無を問わず責任を負うという意味での無過失責任であり、アメリカにおける無過失責任とは違う意味の責任であった¹²³。なお、「欠陥を知ることが期待できないこと」の証明は、明らかに立証責任の転換をはかった過失責任を意味するものである。また、1990年の私法学会における立法提案では、

単なる販売業者を責任主体からはずすことを明確に主張した¹²⁴。このように、日本においては、立法前に販売業者を責任主体とすることについて否定的な主張が主流であったが、製造物責任法は製造物責任主体として「製造物を業として製造、加工または輸入した者」、と「表示製造業者」だけを定めており、原則として販売業者は製造物責任を負わないこととなっている。販売業者は販売形態などの事情による実質的な評価で、輸入業者または表示製造業者に該当する場合にのみ製造物責任主体となりうるのである。

(2) 中国における販売者の責任

販売者の責任については、民法通則122条と製品品質法42条、43条に定められているが、これらの各規定およびその関係が不明確であるため販売者の責任性格は明らかではない。

① 民法通則における販売者の責任

民法通則122条は製造者の責任と販売者の責任を区別していない。民法通則制定後、この122条が無過失責任の規定であるか否かについて解釈は多岐に分かれていたが、通説は無過失責任の規定であるとする。また、販売者の責任については、製造者の責任と区別して過失責任とするべきであるという見解もあったが、当時は少数意見にすぎず、多数説は製造者と販売者は共に無過失責任を負うとした。

② 製品品質法における販売者の責任

イ 販売者の過失責任

製品品質法は、販売者の責任について「故意または過失により」（40条1項）という要件を明記して、販売者の責任が過失責任であることを明確にした。これによって、販売者の責任について、学説は過失責任説が主流となった。

ロ 販売者の補充的な無過失責任

製品品質法42条2項は「販売者は、欠陥製品の生産者を特定することができず、その欠陥製品の供給者を特定することもできない場合には、賠償責任を負わなければならない」と規定するが、これは明らかにEC指令（3条3項）に倣ったものである。しかし、EC指令は、「製造物の製造者を特定することができないときは、その製造物の各供給者をその製造者として扱う」と明記して、このような場合には、欠陥製造物の供

給者にも製造者同様の無過失責任を負わせる旨が明らかであるのに対して、製品品質法は、「賠償責任を負う」と規定しただけで、その責任が過失責任であるかそれとも無過失責任であるかは明らかにしていない。というのは、製品品質法42条1項が、販売者がその故意または過失により欠陥を生じさせた場合の過失責任を定めているとすれば、2項は、欠陥製造物の生産者および供給者を特定できないことを販売者の「過失」と捉えて、1項と同じように過失責任を定めているとも解釈できるからである¹²⁵。ただし、このような理解をするのは少数で、多数の解釈は、42条2項の趣旨はEC指令の規定と同じように販売者の補充的な無過失責任を定めることであるとする¹²⁶。

筆者も、製品品質法のこの規定は文言上は不明確であるが、EC指令に倣ったものであることは明らかであり、過失責任の規定と解するのは根拠が乏しく、販売者の補充的な無過失責任を定めていると解するのが妥当であると考え。販売者が製品の製造者と供給者を特定できないことは、その多くの場合は特定ができないことをもって「過失」であるとして、販売者の過失責任を追及できるかもしれないが、場合によっては、販売者の過失を認定するのが難しいことがありうるし、過失の有無が争われ被害者のスムーズな救済ができない恐れもあるので、やはり、EC指令のような無過失責任の構成をとるべきであると思われる。

販売者の補充的な無過失責任について、EC指令においては、製造物の供給者が、被害者に対して、相当期間内にその製造者、または当該供給者にその製造物を供給した者を告知したときは、責任を免れるとするのに対して、製品品質法はこのような規定をしていない。製造者不明の場合に、販売者に補充的に責任を負わせるのは、EC指令では、販売者の責任を追及する目的より、販売者をして製造者を調査させ、特定させる圧力手段とするねらいがあると言われている¹²⁷。製品品質法はEC指令のような免責の条件を設けていないが、EC指令と同じように、販売者が被害者に対して、相当期間内にその製造物の供給者（製造者を含む）を告知した場合には、無過失責任を負わないものと解釈するべきであると思われる。

ハ 販売者の「先行賠償責任」

中国の製造物責任法における販売者の責任の最も重要な特徴は、その

「先行賠償責任」である。上記のように、製品品質法42条はEC指令に倣って、販売者については、原則として製造物責任主体とせず、限定された場合にのみ補充的に無過失責任を負うとしている。しかし、その一方で、中国には、販売者に対してもその過失の有無を問わず損害賠償責任を負わせる、いわゆる「先行賠償責任」論があり、販売者の責任性格についての解釈はかなり混乱している。

(イ) 民法通則における「先行賠償責任」

民法通則122条は、製品の欠陥が運送者または保管者により生じた場合でも、製品の製造者または販売者がそれらに代わって被害者に対して損害賠償をする「先行賠償責任」と運送者・保管者に対する製造者・販売者の求償権を定めている。製造者と販売者の関係においてもこのような「先行賠償」と「求償」の関係が生じるかは、その規定からは明らかではないが、解釈上は、欠陥製品の被害者は、製造者と販売者のいずれに対しても損害賠償を請求することができ、製造者と販売者は自分が究極的な責任者ではない場合でも、被害者に対して「先行賠償責任」を負い、先行賠償した者は実際の責任者に求償できるとされている¹²⁸。

(ロ) 製品品質法における「先行賠償責任」

製造者と販売者が共に無過失責任を負う民法通則の場合と違って、製品品質法41条により製造者は無過失責任を負い、42条により販売者は原則として無過失責任を負わない。したがって、被害者が販売者に損害賠償を請求した場合、販売者は欠陥および損害の発生につき過失がある場合と欠陥製造物の供給者を特定することができない場合を除いては、損害賠償責任を負わず、一般的には先行賠償の問題も生じないはずである。

ところが、製品品質法43条の規定により販売者の責任についての混乱が生じている。43条は次のように規定する。「製品に欠陥が存在することにより、人身、他人の財産に損害が生じた場合、被害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。製品の生産者に責任がある場合に販売者が賠償したとき、販売者は、生産者に求償する権利を有する。製品の販売者に責任がある場合に生産者が賠償したとき、生産者は、販売者に求償する権利を有する」。この規定はつぎのように解釈されている¹²⁹。①欠陥製品の被害者は、製造者と販売者のいずれに対しても損害賠償を請求することができる、い

わゆる請求の相手に対する「選択権」がある。被害者は、欠陥を生じさせた者を知っているか否かとは関係なしに、自分が損害賠償を請求するのに便利で賠償させやすいほうに損害賠償を請求することができる。②被害者が製造者または販売者に損害賠償を請求した場合、製造者と販売者は、たとえ自分が究極的な責任者ではない場合でも、被害者の請求に応じて「先行賠償」しなければならない。③究極的な責任者ではないのに「先行賠償」した者は、実際の責任者に求償することができる、という。

このような解釈によると、販売者は、たとえ欠陥及び損害に対して過失がなく、製造物の製造者と供給者を特定できても先行賠償責任を負い、実質的には製造者と同じように無過失責任を負うこととなるが、これは明らかに販売者の過失責任を定める42条と矛盾する。

上記のように、販売者は、民法通則122条によると製造者と同じように無過失責任を負うこととなり、製品品質法42条によると原則として無過失責任を負わないが、製品品質法43条によると「先行賠償責任」という実質的な無過失責任を負うとされている。販売者の責任に関するこれらの規定は明らかに整合性がないが、この問題については次節において検討することにしたい。

注

¹ 杜良峰「試論中国産品責任法」対外経済貿易大学学報1992年4号36頁。杜氏は、中国の裁判実務においては、製造物責任を定める民法通則122条を過失責任の規定として適用しているとする。さらに、ある地方の裁判所が民法通則122条と製品品質法を適用して判決をした欠陥製品事故の訴訟について、最高人民法院中国応用法学研究所の評釈は、民法通則122条と製品品質法は過失責任の規定であるとする（最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』[1992年至1996年合訂本]、民事・経済・知識産権・海事・民事訴訟程序卷[上]）（人民法院出版社、1997年）698頁）。

² 中国では、製造物責任の諸問題についての数多くの論著があるが、基本的な一致に至っていない問題が多く、学説の乱立ともいえる状態である。また、欠陥製品被害に関する裁判例も、多く見られるが、そのほとんどは単に製造物責任に関する法律の規定を直接「引用」するだけでその理論構成、責任要件などについての裁判所の判断は明確に示されていないため、製造物責任（無過失責任）に関する裁判例の傾向は明らかではない。

³ この草案は、2002年12月23日に第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議の審議に付されたが、通過には至らなかった。なお、「法制工作委員会」は、立法機関である全国人民代表大会常務委員会の事務機関であるが、主要な法案の起草作業を事実上担っていると見られる（木間正道＝鈴木賢＝高見沢暦『現代中国法入門』〔第3版〕（有斐閣、2003年）77頁）。

⁴ 民法典草案、学者試案および民法典編纂に関するその他の資料は、「中国民商法律網」（<http://www.civillaw.com.cn>）の「法界動態」、「法律思想網」（<http://www.law-thinker.com>）の「民法典專題」などで検索できる。

⁵ 内田貴「管見『製造物責任』（2）」NBL 495号38頁。

⁶ 川井健『製造物責任の研究』（日本評論社、1979年）6頁以下、安田綜合研究所『製造物責任・国際化する企業の課題』〔第2版〕（有斐閣、1991年）334頁参照。

⁷ 孔祥俊編『民商法熱点、難点及前沿問題』（人民法院出版社、1996年）83頁以下、史樹林編『企業產品責任指南』（人民法院出版社、1994年）1頁。刑事責任は除外して民事責任と行政責任を含む責任として論じるものもある。たとえば、馬凌「談談建立我国的現代產品責任制度」法学研究1985年2号。

⁸ 郭明瑞＝房紹坤＝於向平『民事責任論』（中国社会科学出版社、1991年）287頁、李双元＝蔣新苗編『國際產品責任法—比較分析与実証研究』（湖南科学技術出版社、1999年）218頁。

⁹ 多くの文献があるが、さしあたり謝邦宇＝李靜堂『民事責任』（法律出版社、1991年）349頁、王家福編『中国民法学・民法債権』（法律出版社、1991年）551頁、梁慧星『民法学説判例与立法研究』（中国政法大学出版社、1993年）128頁、張新宝『中国侵權行為法』〔第2版〕（中国社会科学出版社、1998年）480頁などがある。

¹⁰ たとえば、李双元＝蔣新苗・前掲註8）235頁、王利明編『民法・侵權行為法』（中国人民大学出版社、1993年）432頁。

¹¹ 全称は「中華人民共和國民法通則」である。1986年4月12日に制定され、1987年1月1日から施行された全9章156条からなる、民事基本的な地位にある法律である。民法通則は、完全な民法典ではなく、民法総則の範囲にも限られておらず、民法典が具えるべき基本的な内容を概括し、民事立法綱要に近い、「濃縮された民法典」ともいわれる法律である（鈴木賢「中国における民法通則の制定とその背景・2」法律時報60巻5号66頁）。

¹² 管見の限り、1985年以前に公刊された民法関係の著書と論文の中には、1983年以降に欧米の製造物責任の動向を紹介するものがわずかにあるだけで、中国における製造物責任について論じるものは一切なかった。中国の製造物責任に関する論文が見られるようになったのは1985年からである。

¹³ 劉靜『產品責任論』（中国政法大学出版社、2000年）99頁、房紹坤＝郭明瑞＝

唐広良『民商法原理〔3〕債権法・侵権行為法・継承法』（中国人民大学出版社、1999年）447頁を参照。民法通則122条については、過失責任説、無過失責任説、過失責任と無過失責任の二元責任説、「過失があると看做す責任」説（製品の品質不合格という事実自体によって、製造者に過失があると看做され、製造者は無過失の反証を挙げても免責されることがないという）があった。過失責任説としては、王利明・前掲註10）432頁、佟柔『中華人民共和國民法通則簡論』（中国政法大学出版社、1987年）264頁があり、無過失責任説としては、唐徳華編『民法教程』（法律出版社、1987年）449頁、陳国柱編『民法学』（吉林大学出版社、1987年）473頁があり、二元責任説としては、譚玲＝夏尉編『産品責任法導論』（西南交大出版社、1990年）150頁以下があり、「過失があると看做す責任」説としては、江平「民法中的視為、推定与举証責任」政法論壇1987年4号4頁がある。

¹⁴ 謝邦宇＝李静堂・前掲注9）352頁。

¹⁵ 全称は「中華人民共和國産品質量法」である。本稿においては「製品品質法」と称する。1993年2月22日に制定され、同年9月1日から施行されるが、2000年7月8日一部改正される。改正された製品品質法は、旧法が51ヶ条であるのに対して74ヶ条になり、25ヶ条を追加、2ヶ条を削除、20ヶ条の条文を修正し、全体の約3分の2の条文が旧法と異なる大改正となった。しかし、改正されたのは同法の大部分を占める行政法規範部分のみであり、製造物責任の規定については実質的な改正は行われず、損害賠償の範囲が若干変更されただけである。

¹⁶ 第1章「総則」（1条ないし11条）、第2章「製品品質の監督」（12条ないし25条）、第3章「生産者、販売者の製品品質責任と義務」（26条ないし39条）、第4章「損害賠償」（40条ないし48条）、第5章「罰則」（49条ないし72条）、第6章「附則」（73条ないし74条）。

¹⁷ 全称は「中華人民共和國消費者權益保護法」である。1993年10月31日制定され、1994年1月1日から施行される。その内容は、第1章「総則」（1条ないし6条）、第2章「消費者の権利」（7条ないし15条）、第3章「経営者の義務」（16条ないし25条）、第4章「国の消費者の適法な権利・利益に対する保護」（26条ないし30条）、第5章「消費者組織」（31条ないし33条）、第6章「紛争の解決」（34条ないし39条）、第7章「法律責任」（40条ないし53条）、第8章「付則」（54、55条）からなる。

¹⁸ 第43条は、「製品に欠陥が存在することにより、人身、他人の財産に損害が生じた場合、被害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。製品の生産者に責任がある場合に販売者が賠償したとき、販売者は、生産者に求償する権利を有する。製品の販売者に責任がある場合に生産者が賠償したとき、生産者は、販売者に求償することが

できる」と規定する。

¹⁹ 損害賠償の範囲について、旧製品品質法では、人身傷害の場合には、「医療費、休業による減収、身体障害者の生活補助費など」となっていたが、消費者権利・利益保護法では、その他に、「治療期間の看護費、身体障害者の生活自働用具費、身体障害賠償金、被害者が扶養する者が必需とする生活費」が加えられた。また、旧製品品質法では、死亡の場合には、「葬儀費、弔慰費、及び死者が生前に扶養していた者が必需とする生活費など」となっていたが、消費者権利・利益保護法では、「弔慰費」が「死亡賠償金」という名目に変更された。

²⁰ 商品の製造者、販売者及びサービスの提供者が含まれる（消費者権利・利益保護法3条参照）。

²¹ *Macpherson v. Buick Motor co.*, 217 N.Y.382, 111 N.E.1050 (1916). マクファースン事件判決は、過失責任理論における直接契約関係要件を正面から排除したのではなく、判例がそれまで認めてきた直接の契約関係要件に関する例外（「本来的危険な製品」）を拡大することにより、適切な注意をせずに製品を市場に出すことにより実質的な損害が予見される場合に、注意を怠った製造者は、消費者に対し、契約に基づかない不法行為責任を負うという趣旨を示したのである（小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅰ〔海外篇〕』、弘文堂、1998年、29頁以下参照）。

²² *Baxter v. Ford Motor Co.*, 168 Wash 456, 12P.2d 409 (1932). 割れない強化ガラスがフロントガラスに使用されていると表示された自動車を運転中に、対向車が飛ばした小石が窓にあたり、窓ガラスが壊れて破片が目には刺さり、失明した事件である。被告である自動車の製造者は、原告との間に契約関係がないため、保証責任は発生しないと主張したが、裁判所は、被告の主張を退けて、被害者に対する損害賠償責任を認めた（小林秀之・前掲注21）35頁以下、安田総合研究所・前掲注6）13頁参照）。

²³ *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.*, 32 N.J 358, 161 A.2d 69 (1960). 妻へのプレゼントとして購入した新車の欠陥により事故が起り、車が破損し、妻も負傷した事件で、被告は、被害者である原告の妻とは直接の契約関係がないとして責任を否認したが、裁判所は、①現実の取引においては、全く自分だけの使用や消費のために製品を購入するということは極めて少ない、②したがって、消費者という概念は、買主よりも広いものである。売買当事者によって、当該製品を使用することが予期されているような人は、全て消費者である、③そういう意味での消費者を保護するためには、製造者の保証責任は製品とともに随伴し、それが保証に違う欠陥品である場合に、その通常の使用によって損害を受けることが予想される全ての人に及ぶと解さねばならない、④製造者が、新車を市場に出してその購入を広く公衆に呼びかける場合、それが通常の使用に

耐えるものだという黙示の保証が、当然に最終的な購入者に与えられる、と判示して、製造者の責任を認めた（小林秀之・前掲注21）38頁以下、安田総合研究所・前掲注6）13頁参照）。

²⁴ 小林秀之・前掲注21）49頁、安田総合研究所・前掲注6）12頁。

²⁵ *Escola v. Coca Cola Bottling Co. of Fresno*, 24Cal.2d 453, 150 P.2d 436 (1944). コカコーラの瓶が破裂して手にけがをしたレストランのウェイトレスがコカコーラボトリング社を訴え、過失推定則を適用して製造者の過失責任が認められた事件である。トレイナー裁判官は、本件のようなケースでは、もはや製造者の過失を問題にすべきではないとして、「今や、製造者が、製品を市場に出し、それが検査されることなく使用されることを知っており、かつ製品に瑕疵があってそれにより人身に損害が生じた場合には、絶対的責任(absolute liability)を負うことを承認すべきである」と明言した（小林秀之・前掲注21）43頁、安田総合研究所・前掲注6）370頁判例参照）。

²⁶ *Greenman v. Yuba Power Products, Inc.*, 59 Cal. 2d 57, 377 P. 2d 897 (1963). 妻からプレゼントとして贈られた日曜大工道具を夫が使用中、その道具がはねた木片で頭に重傷を負った事件で、裁判所は、市場に置かれた製品が欠陥の有無について検査されないまま使用されることを製造業者が知っており、且つその製品に生命身体に損傷を与える欠陥があることが判明した場合には、製造業者は法律に基づき厳格責任を負担すべきであり、原告が電動工具をその本来の用途にしたがって使用しているときに電動工具の欠陥により負傷したことが立証されれば、製造業者の厳格責任が認められると判示した（小林秀之・前掲注21）44頁以下、安田総合研究所・前掲注6）372頁参照）。

²⁷ 本論文における EC 指令の訳は、好美清光「欠陥製造物についての責任に関する EC 閣僚理事会の指令」判例タイムズ862号19頁以下の翻訳による。

²⁸ この判決の詳細については、五十嵐清「西ドイツにおける製造者責任法の現状」『比較民法学の諸問題』（一粒社、1976年）182頁以下、平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、1990年）215頁以下参照。

²⁹ 小林秀之・前掲注21）432頁参照。

³⁰ 同上、294頁。なお、各国の法律のより具体的な紹介については、同書第3章第3節「EU 各国の製造物責任」358頁以下を参照。

³¹ 同上、294頁、484頁。

³² 同上、441頁、490頁、508頁。

³³ EC 指令前文参照。

³⁴ 加藤雅信編『製造物責任の現在』（別冊 NBL 52号）（商事法務研究会、1999年）193頁、198頁。EC 指令は各加盟国に対し、1988年7月30日までに必要な国内法を整備するよう求めていたが、期限まで国内立法を終えたのはイギリス、イタリア、ギリシャの3カ国だけであった。その後、1994年までにフランスを

除く他の国も国内立法を実現していた。

³⁵ 日本の判例の傾向については、小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅱ【日本篇】』（弘文堂、1998年）623頁以下の金光良美氏の「日本の判例分析」を参照した。

³⁶ 例えば、スモン東京地裁判決（判例時報899号48頁、判例タイムズ365号99頁）においては、予見義務として、最高の学問的水準をもってする安全性確認のための厳格な調査研究義務を課し、製薬会社がこれらの義務を尽くしていないときには過失があると認定する、という判断を示した。

³⁷ 例えば、カネミ福岡第1審訴訟福岡地裁判決（福岡地裁昭和52年10月5日、判例時報866号21頁、判例タイムズ354号140頁）は、熱媒体製造販売業者である鐘化が食品製造業者に対してカネクロール400を熱媒体として推奨販売した行為そのものに過失があったと推定し、ブレーキ修理不良事故訴訟判決（京都地裁昭和49年11月29日、判例タイムズ322号226頁）、中古小型貨物自動車タイヤ脱落事故訴訟判決（大分地裁昭和47年3月2日、判例タイムズ285号197頁）等は、過失の一応の推定によったと見られている。

³⁸ 小林秀之編・前掲注35）637頁。

³⁹ 最高人民法院＝最高人民検察院＝公安部＝司法部「關於從重打擊製造販賣假藥、毒品和有毒食品等嚴重危害人民生命健康的犯罪活動的通知」（1985年7月12日）（最高人民法院公報1985年3号に掲載）。

⁴⁰ 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會經濟法室＝国家技術監督局政策法規司編『產品質量法實用指南』（中国民主法制出版社、1994年）2頁。

⁴¹ 同上、3頁。

⁴² 国家技術監督局「關於起草我国質量法的指導思想和基本原則的請示」（「我が国の品質法の起草における指導思想および基本原則に関する報告」（1989年4月7日）。製品品質法の起草機関である国家技術監督局は、この報告において、立法の必要性について粗悪製品被害の対策として述べるだけで、「製造物責任法」については全く言及していなかった。国家技術監督局長徐鵬航「關於中華人民共和國產品質量法（草案）的說明」（「中華人民共和國產品質量法（草案）」に関する説明）。国家技術監督局の徐局長が第7期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で行ったこの説明においても、立法の必要性については、製品品質の管理・監督および粗悪製品の製造・販売の取り締まりについて述べるだけで、「製造物責任法」についてはやはり言及しなかった。上の「報告」と「説明」については、国家技術監督局政策法規司法規処編『中華人民共和國產品質量法知識問答』（化学工業出版社、1993年）124頁、127頁参照。

⁴³ EC指令6条1項、日本製造物責任法3条2項。

⁴⁴ 中国共産党中央委員会「關於廢除国民党的六法全書与確定解放区的司法原則的指示」（「国民党的六法全書の廃棄し、解放区の司法原則を確定することに

関する指示』（1949年2月）（韓延龍＝常兆儒編『中国新民主主義革命時期根拠地法制文獻選編』第一卷（中国社会科学出版社、1981年）86頁）。同「指示」の日本語抄訳は、宮坂宏編訳『増補改訂・現代中国法令集』（専修大学出版局、1997年）19頁参照。

⁴⁵ 社会主義中国の建国後の立法状況については、木間正道＝鈴木賢＝高見沢磨・前掲注3）309頁以下の「現代中国基本法令年表」を参照。

⁴⁶ 当時の中国における法学論文を調べるには、中国人民大学の『復印報刊資料・法律』（1996年から同「資料」は民商法学、経済法学・労働法学、訴訟法学等に分類される）が参考になる。これによると民法通則制定前の1985年までに公刊された製造物責任に関する文献としては、外国の立法を紹介（翻訳）するものが六つ、中国における立法を唱えるものが四つあるだけだった。なお、これは1982年以降に新聞・雑誌に掲載された資料についてで、1982年以前のものおよび単行本として発表されたものについては検索ができないが、中国の当時の現状から推察するとそれ以上の資料がある可能性はあまりないと思われる。

⁴⁷ 例えば、フランスは民法典に挿入しており、ロシア、ブラジルは消費者保護法の中に規定しているが、ほとんどのEU加盟国と韓国などは製造物責任だけを定める「単独立法」をしている。

⁴⁸ 国家技術監督局政策法規司編『内部参考・質量立法情況反映』5号（1989年3月20日）「關於質量立法的幾種觀點」を参照。なお、「質量立法情況反映」およびこれから本稿において引用される製品品質法の諸草案は非公開資料であるが、筆者が中国で関係機関から入手したものである。

⁴⁹ 梁慧星「中国の製造物責任法」比較法学29巻1号114頁。中国社会科学院法学研究所の教授である梁氏は、國務院法制局の製品品質法検討会で、EC指令を参考にして中国の製造物責任法を制定し、製品品質法草案の中の瑕疵担保責任の内容は当時改正作業中だった経済契約法の中に取り入れ、製品品質の管理監督に関する行政法の規定および刑事責任に関する規定は、製品品質管理法を別途に制定して、その中に取り入れるよう提案したが採用されなかったとする。

⁵⁰ 国家技術監督局・前掲注48）『質量立法情況反映』16号（1990年2月20日）「國務院法制局、国家技術監督局召開質量法專家論証会」を参照。

⁵¹ 王誠若＝田湘編『中華人民共和國產品質量法百題解答』（中国政法大学出版社、1994年）17頁参照。

⁵² 国家技術監督局政策法規司編『中華人民共和國產品質量法講座』（世界図書出版公司、1993年）6頁。

⁵³ 梁慧星・前掲注49）114頁。

⁵⁴ 李効民編『最新產品質量責任暨質量監督法律指南』（中国計量出版社、1998年）446頁、中国高級法官培训中心＝中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽・1996年民事審判卷』（中国人民大学出版社、1997年）224頁、千森秀郎「中

国でのPL訴訟—自動車のエアバッグが作動しなかったとして日本の企業が中国で訴訟を提起された事例—」国際商事法務25巻4号(1997)392頁。なお、拙稿「中国における製造物責任訴訟—トヨタ自動車事故訴訟を手がかりとして—」法学新報第108巻1号181頁も参照。

⁵⁵ 本件のような場合、国際私法上は、裁判管轄と準拠法が問題となるかもしれないが、ここでは、中国の裁判所が管轄権を持ち、中国法を適用することを前提として議論することにする。

⁵⁶ 本法の行政法規定との関係においては、民事法規定との関係におけるような問題が生じない、という意味では妥当であると言ってもいいであろう。ただし、筆者としては、この規定が必要であるとは思わない。この規定がなくても、製品品質法が外国においてまで適用されるとか、製品品質法を遵守しなくてもいいとは、誰も思わないだろう。

⁵⁷ 民法典ではなく、民法通則を制定するようになった詳しい経緯については、鈴木賢「中国における民法通則の制定とその背景・1」法律時報60巻3号72頁以下参照。

⁵⁸ 民法典草案第4稿(1982年5月1日)については、何勤華他編『新中国民法典草案総覧』(下巻)(法律出版社、2003年)560頁以下参照。

⁵⁹ 梁慧星「論産品製造者、銷售者の厳格責任」法学研究1990年5号、同『民法学説判例与立法研究』(中国政法大学出版社、1993年)128頁以下所収(131頁)。馬凌氏の論文とは、法学研究1985年2号(45頁)に掲載された「談談建立我国的現代産品責任制度」である。

⁶⁰ 梁慧星『為中国民法典而闘争』(法律出版社、2002年)216頁。

⁶¹ 民法通則の制定前には、公刊された文献の数が指折り数えるぐらいわずかしかなかったが、民法通則制定後は、製造物責任の研究が学界における研究の焦点の一つとなり、数多くの研究成果が発表された。民法通則制定前と比べて文献の数が多くなっただけではなく、研究のレベルも比較的高くなったと言える。当時の研究の状況を知るには、前掲注46)の『復印報刊資料・法律』のほか、『法学研究』編輯部編『新中国民法学研究綜述』(中国社会科学出版社、1990年)500頁以下、劉心穩編『中国民法学研究述評』(中国政法大学出版社、1996年)658頁以下が参考になる。

⁶² 徐鵬航・前掲注42)、国家技術監督局政策法規司・前掲注52)142頁以下参照。

⁶³ 梁慧星「中国的産品責任法」法学(ソウル大学校)第42巻2号124頁。

⁶⁴ EC指令3条3項は、「製造物の製造者を特定することができないときは、その製造物の各供給者をその製造者として扱う。ただし、その供給者が、被害者に対して、相当期間内にその製造者、または当該供給者にその製造物を供給した者を告知したときは、この限りではない」とする。

- ⁶⁵ 多数の文献があるが、さしあたり法制工作委員会=国家技術監督局・前掲注40) 64頁、342頁、李培伝編『「中華人民共和國産品質量法」釈義』(北京燕山出版社、1993年) 92頁、王利明=楊立新『中国法精要・中国侵權行為法』(法律出版社、1998年) 137頁、張新宝・前掲注9) 503頁、卞耀武『産品質量法詮釈』(人民法院出版社、2000年) 116頁、房維廉=趙惜兵編『新産品質量法釈義与問答』(工商出版社、2000年)、謝發友=李萃『産品質量法新釈与例解』(同心出版社、2000年) 226頁。多数説に反対して、販売者の過失責任説を主張し、先行賠償責任を否定する少数説としては、安建「試論産品質量法關於産品責任的規定」中国法学1993年5号67頁、趙劍鋒編『中華人民共和國産品質量法釈義与適用』(中国経済出版社、2000年) 248頁等がある。
- ⁶⁶ アメリカ第2次不法行為法リステイメント402A条、同コメントf。なお、本稿における第2次不法行為法リステイメント402A条の本文およびコメントの日本語訳は、中村弘『製造物責任の基礎的研究』(同文館、1995年) 39頁以下、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任と賠償負担』(大蔵省印刷局、1980年) 181頁以下所収森島昭夫の訳を参照した。
- ⁶⁷ 山田卓生編『新・現代損害賠償法講座〔第3巻〕製造物責任・専門家責任』(日本評論社、1997年) 135頁。
- ⁶⁸ 402A条コメントf。
- ⁶⁹ 以下、本稿における「第3次不法行為法リステイメント」の訳は、山口正久訳『米国第3次不法行為法リステイメント 製造物責任法』(木鐸社、2001年) による。
- ⁷⁰ 第3次不法行為法リステイメント20条。
- ⁷¹ 第13次国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済のあり方について」(1992年10月) 第4の1「製造物責任の考え方」、経済企画庁国民生活局編『製造物責任法の論点』(商事法務研究会、1991年) 47頁以下、山本庸幸『注釈製造物責任法』(ぎょうせい、1994年) 9頁以下を参照。
- ⁷² 升田純『詳解 製造物責任法』(商事法務研究会、1997年) 538頁。
- ⁷³ 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」(1975年) 2条2項、公明党「製造物責任法案要綱」(1990年) 3条、社会党「製造物責任法案要綱」(1990年) 2条2号、日弁連「製造物責任法要綱」(1991年) 2条2号。なお、製造業者を責任主体としても、「業者」であることを積極的な要件とするのか、あるいは免責事由として消極的な要件とするのか問題となるが、1990年私法学会報告者グループの「製造物責任立法への提案」(8条3号)と東京弁護士会の「製造物責任法試案」(2条2号但書)は、他の法案と違って、消極的な要件としている。
- ⁷⁴ 升田純・前掲注72) 539頁。

⁷⁵ アメリカ第2次不法行為法リストイメント402A条(コメントf)と第3次不法行為法リストイメント1条(コメントc)、EC指令7条c号。EC指令は、製造者の定義規定(3条1項)には、「業として」という要件を定めていないが、「業として」製造物を製造もしくは配布しなかったことを免責の事由として定めている(7条c号)。日本の製造物責任法においては、製造者が当該製造物を「業として」製造したことが製造物責任の成立の積極的な要件として、被害者側が証明すべきことになっているのに対して、EC指令では、製造物責任の成立の消極的な要件として、その証明責任を製造者側に負わせて、「業として」製造したのではないことが証明されない場合には、「業として」製造したとみなされ、製造物責任を負うことになっており、「業として」製造したことを責任の成立要件として、責任主体を「業として」製造物を製造、販売する者に限定するのは両者とも同様であると考えられる。

⁷⁶ 国家技術監督局「中華人民共和國産品質量法条文解釈」(1993年8月3日技監局法函[1993]345号)。同解釈は、李効民・前掲注54)941頁以下に収録されている。

⁷⁷ 通商産業省産業政策局消費経済課『製造物責任の解説』(通商産業調査会、1994年)106頁によると、参議院商工委員会における製造物責任法案の審議の際、経済企画庁の坂本政府委員は、「業として」とは、無償・有償、営利・非営利を問わず、同種の行為を反復継続して行うことをいい、国や地方自治体による非営利の製造物の引渡しも含まれるとするのに対して、内閣法制局の参事官として製造物責任法の法案審査を担当した山本庸幸氏は、「業として」とは、製造、加工または輸入行為を営利を得る目的で反復継続して行うことをいう、とする(同・前掲注71)57頁)。

⁷⁸ 松本恒雄「責任主体」判例タイムズ862号41頁。

⁷⁹ 好美清光「製造物責任法の構造と特質」判例タイムズ862号10頁。

⁸⁰ 「全国人大草案」(第8編「侵權責任法」第6章「製造物責任」)は、現行法(製品品質法)の規定を踏襲しており、「人民大学案」(「侵權行為法編」第3章「侵權の種類」第7節「製造物侵權責任」)は、責任主体の定義規定が無く、いずれも「業」という要件を明示していない。「社会科学院案」(「侵權行為編」第4章「準侵權行為：無過失責任」第4節「製造物責任」)は、生産者の定義規定(77条)に「業」という要件を明記している。

⁸¹ EC指令3条1項。

⁸² EC指令5条。

⁸³ EC指令7条f号。

⁸¹ このような場合、一般的には、部品・原材料の製造者は責任を負わないが、例外的に、完成品の製造者が当該部品・原材料を完成品に使用すること、さらにそのように使用された場合には、当該部品・原材料が欠陥を有することとな

ることが予想できた場合には、部品・原材料の製造者は、指示・警告上の欠陥を理由に製造物責任を追及されることがありうるであろう。

⁸⁵ 好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ673号36頁。

⁸⁶ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課『逐条解説製造物責任法』（商事法律務研究会、1994年）115頁。

⁸⁷ 第2次不法行為法リステイトメントには、「部品」についての説明がないが、第3次不法行為法リステイトメントにおいては、「部品」には、原材料、bulk製品、および他の製品に組み入れることを目的として販売されるその他の構成部品が含まれる（5条コメントa）。

⁸⁸ 第2次不法行為法リステイトメント402A条コメントq。判断を留保したのは、この問題の結論を正当化するための十分な判例がなかったからであるという。

⁸⁹ 小林秀之編・前掲注21）56頁。

⁹⁰ 第3次不法行為法リステイトメント5条。

⁹¹ 第3次不法行為法リステイトメント5条コメントa。

⁹² 筆者が中国の関係機関から入手した製品品質法の草案は、製品品質法の制定過程で作成された草案の全部ではないが、入手した草案の中には、部品・原材料の製造者の責任に関する規定がなかった。筆者が入手した草案は次の通りである。「中華人民共和国質量法（草案第1稿）」（1989年4月）、「中華人民共和国産品質量法（徵求意見稿）」（1989年9月18日）、「中華人民共和国産品質量法（第4稿）」（1990年3月30日）、「中華人民共和国産品質量法（第6稿）」（1990年8月）、「中華人民共和国産品質量法（送審稿）」（1990年9月10日）、「中華人民共和国産品質量法（送審第3次修改稿）」（1991年9月）、「中華人民共和国産品質量法（送審第4次修改稿）」（1991年11月）、「中華人民共和国産品質量法（草案）」（1992年10月19日）。

⁹³ 「全国人民代表大会法律委員会關於『産品質量法（草案）』審議修改的情況的匯報」（全国人大常委會法制工作委員會經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注40）105頁）。

⁹⁴ 安建・前掲注65）67頁、劉静・前掲注13）174頁。なお、部品・原材料の製造者の責任を認める主張の中には、完成品の製造者と部品の製造者との部品の供給関係の形態によって、部品の製造者の責任を認めるべきか否かを判断するべきであるとする見解もある。つまり、両者の関係は、売買契約関係と加工請負契約の関係に分けられるが、前者の場合には、部品の製造者の責任を認め、後者の場合には、部品製造者は被害者に対して直接責任を負わないとする。（趙劍鋒編・前掲注65）245頁）。

⁹⁵ 洪庚明「中国製造物責任法の研究（6）」法制論集188号524頁。

⁹⁶ 「中国法院網」の「案件大全・民事案件」（<http://www.chinacourt.org/ajdq/>）

に2002年7月3日掲載された裁判例。バスのタイヤが破裂して起こった交通事故により被害者に損害賠償をしたとして、バスの運営者がバスの販売者とタイヤの製造者に製造物責任による損害賠償を請求した事件で、販売者はタイヤの欠陥が事故の原因であるとして免責を主張した。裁判所はこれを認めて、タイヤの製造者に損害賠償を命じた。

⁹⁷ 「人民大学案」「侵權行為編」95条は、「生産者に提供された原材料、補助材料に欠陥があり、生産者が当該材料を使用して製造した製造物に存在する欠陥により損害が生じた場合は、生産者が民事責任を負い、生産者は欠陥ある原材料、補助材料の提供者に求償する権利を有する。生産者に提供された部品に欠陥があり、生産者が当該部品を使用して製造した製造物に存在する欠陥により損害が生じた場合は、生産者が民事責任を負い、生産者は欠陥ある部品の提供者に求償する権利を有する」と規定する。

⁹⁸ 山本庸幸・前掲注71) 55頁。

⁹⁹ OEMとは、ある製造業者が相手方の製造業者と製品の供給契約を結んで、その製造した製品に相手方の商標を表示した上で供給し、その相手方が自らの製品としてこれを市場に供給するという、相手先のブランドを付けた製品の生産である(山本庸幸・前掲注71) 59頁)。

¹⁰⁰ 小林秀之・前掲注21) 56頁。

¹⁰¹ 好美清光・前掲注85) 31頁。

¹⁰² 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」2条2項2号、1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」7条1号、公明党、社会党、東京弁護士会、日弁連の法案も表示製造業者を責任主体とする。

¹⁰³ 升田純編『現代裁判法大系⑧製造物責任』(新日本法規、1998年) 203頁。

¹⁰⁴ 製造物責任法の起草機関である国家技術監督局および全国人民代表大会常務委員会の法制工作委員会による製品品質法の解釈においても、表示製造業者については言及していない。

¹⁰⁵ PB(プライベートブランド)とは、販売業者などが自ら企画した製品を他の製造業者に委託して製造させ、製造業者を明示することなく、販売業者などのオリジナルブランドを付して、一手にその製品を販売する形態である(升田純・前掲注72) 585頁)。

¹⁰⁶ 中国の「商標法」(1982年8月23日制定、1993年2月22日、2001年10月27日に一部改正)第40条は、「商標の登録者は、商標使用許可契約により、他人がその登録商標を使用することを許可することができる」と規定しており、他者の商標を付して製品を製造、販売することは、中国の経済改革の初期の段階から認められていた。

¹⁰⁷ 梁慧星・前掲注9) 145頁、劉静・前掲注13) 174頁。

¹⁰⁸ 最高人民法院中国应用法学研究所編『人民法院案例選』(人民法院出版社)

1997年第1輯186頁。OEM方式により製造された製品の欠陥により爆発事故が起きた事案で、表示上の製造者である被告は、事故の原因となった欠陥製品の実際の製造者が損害賠償の責任を負うべきであると主張したが、裁判所は、表示上の製造者と実際の製造者との内部関係と被害者に対する責任関係は別であるとして、表示上の製造者の損害賠償責任を認めた。

¹⁰⁹ 「社会科学院案」「侵權行為編」77条1項は、「生産者とは、当該製造物を業として製造、加工した者、又は自ら当該製造物の生産者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者、又は当該製造物の生産者と誤認させるような氏名などの表示をした者、又は当該製造物の製造、加工或いは販売に係るその他の事情からその製造物の実質的な生産者として認めることができる自然人又は法人を言う」と規定する。

¹¹⁰ 淡路剛久＝伊藤高義＝宇佐見大司編『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1995年）230頁。

¹¹¹ 国家技術監督局と全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会による共同解説（前掲注40）8頁は、製品の輸入者は製造者と見なすとしており、輸入業者の責任について言及する論著においても、輸入業を製造者と同じく責任主体とすることについての反対意見は見られない。なお、「社会科学院案」「侵權行為編」77条2項は、「製造物の輸入業者は、当該製造物の生産者と看做す」と規定する。

¹¹² 安田総合研究所編・前掲注6）27頁。

¹¹³ 日本の製造物責任法は、製造業者とは、「当該製造物を業として製造、加工または輸入した者」を言うとしており（2条3項1号）、EC指令は、「製造物を販売、賃貸、リースその他の方法によって配布する目的をもって、事業活動としてこれを（EC）共同体に輸入する者も、本指令においてはその製造物の製造者とみなし、製造者としての責めに任ずる」とする（3条2号）。

¹¹⁴ 松本恒雄・前掲注78）46頁。

¹¹⁵ 塩崎勤＝羽成守編『裁判実務大系〔30〕製造物責任関係訴訟法』（青林書院、1999年）136頁。

¹¹⁶ 松本恒雄・前掲注78）47頁。

¹¹⁷ *Pierce v. Liberty Furniture Co.*, 141 Ga. App. 175, 233 S.E. 2d 33 (1977). 小林秀之・前掲注21）57頁、60頁。

¹¹⁸ 統一製造物責任モデル法105条「製造者以外の製造物の売主の責任の基本的な基準」、第104連邦議会下院法案第956号（「1996年製造物責任改革法」）103条「販売者、レンタル業者、リース業者に適用される責任原則」。

¹¹⁹ 第3次不法行為法リステイトメント1条コメントe、2条コメントoを参照。

¹²⁰ 第3次不法行為法リステイトメント2条コメントa。

¹²¹ 第3次不法行為法リステイトメント1条コメントe。これらの州では、単なる販売者に損害賠償をさせると、後で製造者に求償できるとしても、結果的には販売者にも負担がかかり、法的コストの無駄を生み出すから、販売者の無過失責任を制限するが、その一方で被害者の救済を保障するため、①製造者が原告の住所地の裁判所の管轄権に服しており、かつ、②製造者が支払不能ではなく、またそうなる恐れもない場合に限り、販売者の厳格責任を免除する旨を定めている。

¹²² 製造物責任研究会「製造物責任法要綱試案」10条（製造者以外の者の責任）1項1号、公明党「製造物責任法要綱」13条（製造者以外の者の責任）1項1号、社会党「製造物責任法要綱」11条（製造者以外の責任）1項1号、東京弁護士会「製造物責任法試案」11条（製造者以外の責任）1項1号、日弁連「製造物責任法要綱」12条1号。

¹²³ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編・前掲注71）56頁参照。

¹²⁴ 1990年私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」第7の3項。好美清光「製造物責任立法への提案」NBL458号60頁。

¹²⁵ 房維廉編『産品質量法的理論と実務』（中国商業出版社、1994年）160頁、房維廉＝趙惜兵・前掲注65）317頁。

¹²⁶ 国家技術監督局政策法規司・前掲注52）158頁、梁慧星・前掲注60）225頁、劉静・前掲注13）174頁。

¹²⁷ 好美清光・前掲注85）32頁。

¹²⁸ 謝邦宇＝李静堂・前掲注9）352頁。

¹²⁹ 国家技術監督局政策法規宣伝教育司編『最新産品質量法実用知識問答』（中国計量出版社、2000年）194頁、房維廉＝趙惜兵・前掲注65）322頁、王利明＝楊立新『侵權行為法』（法律出版社、1996年）271頁。